

『種子島家譜』に見える上妻家の人々

2020年11月

種子島開発総合センター「鉄砲館」

種子島家譜に記載 「上妻姓」 人物一覧

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
1	信基	9	家真	1	鎌倉時代				上妻氏	本家	9代 家真			種子島家初代信基が南海十二島を賜る。種子島の地頭大浦口氏の代官として上妻氏が在島していた。
7	頼時	16	家信	1	貞治5	1366	4	16	九郎左衛門家信	本家	16代 家信			菊池肥後守武光との戦で頼時公とともに戦死。
14	時堯	24	家統	3	天文12	1543			家統	本家	24代 家統			祢寝戦争。屋久島を与えることを協議。
14	時堯	24	家統	3	永禄9か10	1566か1567			阿波守家統	本家	24代 家統			時堯公に従い豊府から帰島の途中、大泊浦(祢寝領)に上陸。西村時玄と共に民家へ放火。応戦してきた所司某を家統が打ち取る。帰島後恩賜を受ける。
14	時堯	24	家統	3	元亀か天正	1570~1579			家統	本家	24代 家統			屋久島の長田ノ城を修築する。
16	久時	25	家長	4	天正8?	1580	秋		七兵衛家長	本家	25代 家長			肥後の矢崎、水俣の役に出兵。軍功あり。
16	久時	25	家長	4	天正8?	1580			家長	本家	25代 家長			肥後の馬場楠において軍功あり。
16	久時	25	家長	4	天正14	1586	7	27	家長	本家	25代 家長			岩屋城攻め、戦功あり。
16	久時	25	家長	4	天正14	1586	7	27	若狭家方	寺田家?	家方			岩屋城攻めにて戦死。
16	久時	25	家長	4	天正15	1587	1	17	七兵衛家長	本家	25代 家長			秀吉との戦において、殿(しんがり)となって島津歳久を守る。
16	久時	25	家長	4	文禄1	1592	1		家長	本家	25代 家長			肥前国名護屋で陣屋数十を造営する。
16	久時	25	家長	4	文禄1	1592	4		家長	本家	25代 家長			久時公の朝鮮出兵を説得する。
16	久時	25	家長	4	慶長1	1596			七兵衛家長	本家	25代 家長			知覧から朝鮮へ渡る。
16	久時	25	家長	4	慶長1	1596			弥九郎家直	本家	26代 家直			知覧から朝鮮へ渡る。七兵衛家長の子。
16	久時	25	家長	4	慶長1か2	1596か1597			家長	本家	25代 家長			義弘公、忠恒公帰朝し、入洛。久時公の供奉に従う。
16	久時	25	家長	4	慶長2	1597	2		家長	本家	25代 家長			久時公に従い再び朝鮮へ。
16	久時	25	家長	4	慶長4	1599	12	8	弥九郎家直	本家	26代 家直			安永の戦(庄内の乱)で戦死。
16	久時	25	家長	4	慶長5	1600	9		休左衛門家広		家広			関ヶ原の戦いに出兵。
17	忠時	25	家長	5	元和1	1615	12		寿木	本家	25代 家長		家老	再び家老となる。
17	忠時	25	家長	5	元和4	1618	6		寿木	本家	25代 家長			家老職を辞したが許されず。肥後内記信光と平山内膳友嘉が家老に加えられた。
17	忠時	25	家長	5	元和6	1620	3	15	寿木	本家	25代 家長			忠時公首服に際し、脇差を賜る。
17	忠時	27	秀隆	5	寛永3	1626			寿木	本家	25代 家長			家久公の四女と忠時公を結婚させる命あり。加治木へ行き、茶を献ずる。家久公の敵命で寿木(家長)はお供をする。
17	忠時	27	秀隆	5	寛永3	1626	11		寿木	本家	25代 家長			比志島国隆自殺のため検使。
17	忠時	27	秀隆	5	寛永13	1636	1	17	寿木	本家	25代 家長			寿木(家長)死去。
17	忠時	27	秀隆	5	寛永18	1641			惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆			鹿児島に居を移し(妻子共)留守居となる。
17	忠時	27	秀隆	5	寛永19	1642	3	19	惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆		家老	鹿児島大火。秀隆の邸も危うかったが事なきを得た。
17	忠時	27	秀隆	6	正保3	1646	7	晦日	隼人		隼人	ID:9994「種子島正統系図20種子島氏庶流系図上」肥後氏系図に見える上妻隼人家實か?		政務を相論する。
17	忠時	27	秀隆	6	正保4	1647	7		惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆		家老	南蛮船が肥前長崎に来る。忠時公が太守公の命を受け甌島を守備。秀隆ら家臣も甌島に渡る。
17	忠時	27	秀隆	6	承応1	1652	3		三右衛門		三右衛門			島津久雅夫人(光久公四女)死去のため、三右衛門を江戸へ行かせ弔う。
17	忠時	27	秀隆	6	承応3	1654	1	11	久左衛門家統		家統			的始二番射手。
18	久時	27	秀隆	8	承応3	1654	9	22	秀隆	本家	27代 秀隆		家老	久時公、家督を継ぐ。国老の命を奉じて秀隆これに従う。
18	久時	27	秀隆	8	承応3	1654	10		惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆		家老	忠時の遺言に従い島津久茂が後見となる。久茂が一島の抑となる。
18	久時	27	秀隆	8	明暦3	1657	1	11	源藏家信		家信?	大内藏家信?		的始二番射手。
18	久時	27	秀隆	8	寛文3	1663	1	11	大内藏家信		家信			的始二番射手。
18	久時	27	秀隆	8	寛文5	1665	1	11	大内藏家信		家信			的始二番射手。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
18	久時	27	秀隆	8	寛文6	1666	6		惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆		家老	久時、光久公の命を奉じて江戸に赴く。家老他従者61人。
18	久時	27	秀隆	8	寛文6	1666	6		七兵衛隆直	本家	28代 隆直		仮物奉行	久時、光久公の命を奉じて江戸に赴く。家老他従者61人。
18	久時	27	秀隆	8	寛文6	1666	冬		七兵衛隆直	本家	28代 隆直		物奉行	物奉行となる。
18	久時	27	秀隆	8	寛文7	1667	6	上旬	惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆		家老	幕府の使者が佐多に来て、種子島について問う。久時在島のため、鹿 児島にいる秀隆を召す。9日謁見し、石高や人口など尋ねる。
18	久時	27	秀隆	8	寛文7	1667	11	18	秀隆	本家	27代 秀隆		家老	流人の長田源五郎と盗人4人が逃亡。緩急の罪で清浄寺に寺入。
18	久時	27	秀隆	8	寛文8	1668	1	9か10	秀隆	本家	27代 秀隆			罪を赦される。
18	久時	27	秀隆	8	寛文8	1668	1	11	惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆			具足祝に待座。
18	久時	27	秀隆	8	寛文8	1668	1	20	惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆			本源寺に詣でて和歌を詠む。秀隆侍席。
18	久時	27	秀隆	8	寛文12	1672	3	21	七兵衛隆直	本家	28代 隆直		物奉行	久時、鹿児島を出発し江戸へ、隆直従者。
18	久時	27	秀隆	8	延宝1	1673	10か11		七兵衛隆直	本家	28代 隆直			肥後休兵衛英信が老いのため、文書編集を隆直が引継ぐ。
18	久時	27	秀隆	8	延宝4	1676	3	27	隆直	本家	28代 隆直			在島家老が罰せられる代わりに、留守居の隆直が妙国寺に寺入（6月2 日）。4日赦される。
18	久時	27	秀隆	8	延宝5	1677	1	11	甚右衛門隆邑		隆邑			的始二番射手。
18	久時	27	秀隆	8	延宝5	1677			七兵衛隆直	本家	28代 隆直			系図（一卷）、文書写（一卷）、軸物（一卷、義弘公誓約書）、庶流 系図（一卷）、家譜（元祖信基より十八世久時に至る）を編集。延宝 元年から始め、今年完成。白銀十枚を与えられる。
18	久時	27	秀隆	8	延宝6	1678	1	1	惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆		家老	先例に従い奥書院で謁見。その他家臣は、三献、流蓋を広間で与えら れる。今後式と為す。
18	久時	27	秀隆	8	延宝6	1678	1	5	七兵衛隆直	本家	28代 隆直			大会寺に詣でて歌会。侍席。
18	久時	27	秀隆	8	延宝6	1678	1	11	七兵衛隆直	本家	28代 隆直			具足祝に待座。
18	久時	27	秀隆	8	延宝6	1678	1	20	七兵衛隆直	本家	28代 隆直			本源寺に詣でて歌会。侍席。
18	久時	27	秀隆	8	延宝7	1679	3	27	惣左衛門秀隆	本家	27代 秀隆			老いのため家老を辞職。
18	久時	28	隆直	8	延宝7	1679	3	27	七兵衛隆直	本家	28代 隆直		家老	家老となる。
18	久時	28	隆直	8	延宝7	1679	4	16	隆直	本家	28代 隆直			主水時春に系図及び證書の写しを与える。
18	久時	28	隆直	8	延宝7	1679	4	18	隆直	本家	28代 隆直		家老	久時公の従者として江戸へ行く。7月26日到着。
18	久時	28	隆直	8	天和1	1681	1	1	七兵衛隆直	本家	28代 隆直			義時より奥書院にて盃酒を賜る。
18	久時	28	隆直	8	貞享1	1684	7	8	秀隆	本家	27代 秀隆			秀隆死去。
18	久時	28	隆直	9	貞享3	1686	閏3	8	七兵衛隆直	本家	28代 隆直		家老	久時公に従い江戸へ行く。4月15日到着。
18	久時	28	隆直	9	元禄4	1691	1	11	新右衛門	空助隆意家・松島	隆門	上妻隆意の養子。実父は前田 十郎兵衛重皎。隆意は日高主 膳實能の子で、明暦年中 (1655~1658)に上妻姓を名 乗ることを許された。		的始二番射手。
18	久時	28	隆直	9	元禄4	1691	12		七兵衛隆直	本家	28代 隆直		家老	鹿児島の札改め所の命令で本源寺に寺入7日間。渡辺二兵衛の手札が抜 け落ちていたことの罰。
18	久時	28	隆直	9	元禄6	1693	1	6	藤十郎隆幸	本家	29代 真純		奉行	初狩。
18	久時	28	隆直	9	元禄7	1694	1	6	藤十郎隆幸	本家	29代 真純		奉行	初狩。
18	久時	28	隆直	9	元禄7	1694	11	2	隆直	本家	28代 隆直		家老	久時公、負債の増加に関して家老を召し、協議させる。
18	久時	28	隆直	9	元禄8	1695	2	6	藤十郎隆幸	本家	29代 真純		奉行	初狩。
18	久時	28	隆直	9	元禄8	1695	2	11	市之允		市之允			的始二番射手。
18	久時	28	隆直	9	元禄8	1695	2	11	弥三左衛門		弥三左衛門			的始三番射手。
18	久時	28	隆直	9	元禄8	1695	4	23	隆直	本家	28代 隆直		家老	鹿児島から帰島。負債及び久時公の訴訟論議のため行っていた。
18	久時	28	隆直	9	元禄10	1697	1	6	藤十郎隆幸	本家	29代 真純		奉行	初狩。
18	久時	28	隆直	9	元禄10	1697	2	28	隆直	本家	28代 隆直		家老	犯罪に役人が関係していたことについて、家老や物奉行が鹿児島に呼 ばれ事情を糺した。
18	久時	28	隆直	9	元禄11	1698	5	5	七兵衛隆直	本家	28代 隆直		家老	入江七郎右衛門、宮崎弥兵衛が公命により永俊尼の女を迎えに来る。6 月10日、久時公は隆直以下十人余りの家臣に護送させる。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
18	久時	28	隆直	9	元禄12	1699	7	8	七兵衛隆直	本家	28代 隆直			札改所の命により慈遠寺に7日間寺入。貞享元年と元禄4年の札改の不手際のため。
18	久時	28	隆直	9	元禄12	1699	8	12	造酒允	空助隆意家・松島	隆門			野間村に漂着した唐船の護送で22日に山川へ赴くが、風のため内ノ浦に着く。9月13日に帰島。
18	久時	28	隆直	9	元禄12	1699	10	10	隆直	本家	28代 隆直		家老	野間の唐船漂着の際、過失あり。本善寺に寺入。
18	久時	28	隆直	9	元禄13	1700	10		仲左衛門隆員		隆員		奉行	本源寺祖師堂並びに社頭の修理？
18	久時	28	隆直	9	元禄14	1701	1	6	才之允家紀	隆直二男家・納曾	真富	29代真純弟	奉行	初狩。
18	久時	28	隆直	9	元禄15	1702	4	27	七兵衛隆直	本家	28代 隆直		家老	久時公の供で熊野山に詣でる。
18	久時	28	隆直	9	元禄15	1702	5	3	七兵衛隆直	本家	28代 隆直		家老	碓山氏及び筆吏柏木甚左衛門を奥座に饗応す。隆直侍座。
18	久時	28	隆直	9	元禄15	1702	5	4	七兵衛隆直	本家	28代 隆直		家老	久時公の姉宅にて碓山氏、柏木氏饗応す。隆直侍席。
18	久時	29	真純	9	元禄16	1703	7?		藤十郎宗信改め惣左衛門	本家	29代 真純		家老	家老となり惣左衛門と改名。
18	久時	29	真純	9	宝永4	1707	1	11	半七		半七			的始二番射手。
19	久基	29	真純	9	宝永4	1707	12	4	才之允家紀	隆直二男家・納曾	真富		番頭	吉貴公、久時の邸を来訪。家紀、吉貴公に拝謁。
19	久基	29	真純	9	宝永7	1710	1	11	猪右衛門	空助隆意家・松島	定央	隆門の子		的始二番射手。
19	久基	29	真純	12	宝永5	1708	4	10	惣左衛門宗信	本家	29代 真純		家老	伊時公(久基)の供で江戸へ。6月1日芝邸着。
19	久基	29	真純	12	宝永5	1708	11	12	惣左衛門宗信	本家	29代 真純		家老	吉貴公、伊時公の旅亭に光臨。宗信尊顔を拝し奉る。代々家臣であることをもって事前に伊時公が願い出していた。
19	久基	29	真純	12	宝永6	1709	4	28	宗信	本家	29代 真純			忠休公、伊時公の旅亭に光臨。宗信拝謁。
19	久基	29	真純	12	正徳1	1711	1	11	猪右衛門	空助隆意家・松島	定央			的始二番射手。
19	久基	29	真純	12	正徳2	1712	1	11	猪右衛門	空助隆意家・松島	定央			的始二番射手。
19	久基	29	真純	12	正徳2	1712	8	1	小左衛門重好	空助隆意家・松島	隆門			使者上妻小左衛門重好を以て、外山九右衛門に就き、太刀、馬を吉貴公に献ず。
19	久基	29	真純	12	正徳3	1713	1	11	源兵衛		源兵衛			的始三番射手。
19	久基	29	真純	12	正徳5	1715	八朔		小左衛門隆前	空助隆意家・松島？	隆門？			使者上妻小左衛門隆前を以て、奏者に就き、太刀、馬を献ず。
19	久基	29	真純	12	享保1	1716	1	11	猪右衛門	空助隆意家・松島	定央			的始三番射手。
19	久基	29	真純	12	享保2	1717	八朔		小左衛門隆門	空助隆意家・松島	隆門		物奉行	御太刀、御馬の献賜例の如し。使者は上妻小左衛門隆門。
19	久基	29	真純	12	享保4	1719			小左衛門隆門	空助隆意家・松島	隆門		家老	家老となる。
19	久基	29	真純	12	享保5	1720	11		小左衛門隆門	空助隆意家・松島	隆門		家老	久基の節約により、久時の代からの借金返済終わる。
19	久基	29	真純	12	享保5	1720	11		惣左衛門宗信	本家	29代 真純		家老	久基の節約により、久時の代からの借金返済終わる。
19	久基	29	真純	12	享保6	1721	3	15	小左衛門隆門	空助隆意家・松島	隆門		家老	久基の供で江戸へ赴く。
19	久基	29	真純	12	享保8	1723	1	11	助右衛門隆矩	隆直二男家・納曾	真富			初狩。組頭。
19	久基	29	真純	12	享保9	1724	1	11	源四郎		源四郎			的始三番射手。
19	久基	29	真純	12	享保9	1724	8	23	助右衛門隆矩	隆直二男家・納曾	真富		物奉行	継豊公、久基公の亭に光臨。隆矩拝謁。
19	久基	29	真純	12	享保11	1726	1	6	猪右衛門重賢	空助隆意家・松島	定央			初狩。組頭。
19	久基	29	真純	12	享保11	1726	1	11	源四郎		源四郎			的始三番射手。
19	久基	29	真純	12	享保12	1727	1	11	源四郎		源四郎			的始二番射手。
19	久基	29	真純	12	享保12	1727			九郎左衛門隆規	隆直二男家・納曾	真富		物奉行	物奉行となる。
19	久基	29	真純	13	享保15	1730	1	6	猪右衛門隆代	空助隆意家・松島	定央			初狩。組頭。
19	久基	29	真純	13	享保15	1730	1	11	覚兵衛		覚兵衛			的始二番射手。
19	久基	29	真純	13	享保15	1730	8		助右衛門隆矩	隆直二男家・納曾	真富		家老	家老となる。
19	久基	29	真純	13	享保17	1732	1	11	覚兵衛		覚兵衛			的始三番射手。
19	久基	29	真純	13	享保18	1733	1	11	覚兵衛		覚兵衛			的始三番射手。
19	久基	29	真純	13	享保18	1733	11		猪右衛門	空助隆意家・松島	定央		物奉行	物奉行となる。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
19	久基	29	真純	13	享保19	1734	1	6	休七左衛門隆矩		休七左衛門			初狩。組頭。
19	久基	29	真純	13	享保19	1734	1	11	覚兵衛		覚兵衛			的始三番射手。
19	久基	29	真純	13	享保19	1734	8	1	猪右衛門隆代	空助隆意家・松島	定央			御太刀、御馬の献賜。使者隆代。
19	久基	29	真純	13	元文1	1736	1	11	源左衛門	寺田家？	政拳？			的始三番射手。
19	久基	29	真純	13	元文1	1736	9		小左衛門	空助隆意家・松島	隆門			家老辞職。
20	久達	29	真純	14	元文3	1738	1	6	七兵衛真雄	本家	30代 時雄			初狩。組頭。
20	久達	29	真純	14	元文4	1739	1	6	七兵衛真雄	本家	30代 時雄			初狩。組頭。
20	久達	29	真純	14	元文4	1739	7	5	惣左衛門	本家	29代 真純			家老辞職。
20	久達	30	時雄	14	元文4	1739	8	1	七兵衛真雄	本家	30代 時雄			中原七之丞に太刀、馬代銀一枚を献ず。使者は七兵衛真雄。
20	久達	30	時雄	14	元文5	1740	6	28	七兵衛真雄	本家	30代 時雄		物奉行	物奉行となる。
20	久達	30	時雄	14	元文5	1740	8	13	惣左衛門宗信入道愚閑	本家	29代 真純			前の家老、上妻惣左衛門宗信入道愚閑死去。
20	久達	30	時雄	14	寛保1	1741	1	6	休七左衛門真井		休七左衛門			初狩。組頭。
20	久達	30	時雄	14	寛保1	1741	1	11	喜右衛門		喜右衛門			的始二番射手。
20	久達	30	時雄	14	寛保3	1743	1	6	休七左衛門真井		休七左衛門			初狩。組頭
20	久達	30	時雄	14	寛保3	1743	1	10	猪右衛門定央	空助隆意家・松島	定央		家老	家老となる。
20	久達	30	時雄	14	寛保3	1743	1	11	助右衛門	真富二男家	家重	納曾上妻氏系譜に名前あり 真富二男		的始三番射手。
20	久達	30	時雄	14	寛保3	1743	11		小左衛門	空助隆意家・松島	定央		家老	島中の民数を点検する。
20	久達	30	時雄	14	延亨1	1744	1	11	八左衛門		八左衛門			的始三番射手。
20	久達	30	時雄	14	延亨1	1744			九郎左衛門真富	隆直二男家・納曾	真富		家老	南部修理大夫より白銀各二両を賜る。昨年3月増田村に漂来した奥州石ノ巻村の船を、修理して山川に護送した礼。
20	久達	30	時雄	14	延亨1	1744			九郎左衛門	隆直二男家・納曾	真富		家老	松平陸奥守より金子二百匹を賜る。奥州石ノ巻村の漂着船のお礼。
20	久達	30	時雄	14	延亨1	1744	8	19	九郎左衛門真富	隆直二男家・納曾	真富		家老	久達死去のため麿府に行き、喪を迎える。
20	久達	30	時雄	14	延亨1	1744	8	19	周右衛門口口		周右衛門		物奉行	久達死去のため麿府に行き、喪を迎える。
20	久達	30	時雄	14	延亨1	1744	12	13	九郎左衛門真富	隆直二男家・納曾	真富		家老	島津権左衛門、お貞殿(島津継豊長女。久基が養育の命を受け、久達邸で暮らしていた)を麿府に帰すよう時守に命ず。時守、これを真富に命じ、15日お貞殿帰城。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	2	20	小左衛門定央	空助隆意家・松島	定央		家老	初狩。名代。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	2	20	七兵衛真雄	本家	30代 時雄		物奉行	初狩。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	7	21	七郎左衛門		七郎左衛門			川迎の祭礼踊場での争論に与した罰を受ける。禁固20日。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	7	21	市左衛門		市左衛門			川迎の祭礼踊場での争論に与した罰を受ける。禁固20日。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	7	21	甚五郎		甚五郎			川迎の祭礼踊場での争論に与した罰を受ける。禁固20日。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	7	21	小左衛門	空助隆意家・松島	定央			争論に関与してないが親類のため罰を受ける。禁固1週間。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	7	21	休心	空助隆意家・松島	隆門			争論に関与してないが親類のため罰を受ける。禁固1週間。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	7	21	七兵衛真雄	本家	30代 時雄			争論に関与してないが親類のため罰を受ける。禁固1週間。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	8	1	七兵衛真雄	本家	30代 時雄			大島孫右衛門に太刀、馬代銀一枚を献ず。使者は真雄。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	12		休七左衛門		休七左衛門		家老、物奉行代	吉貴公、久馮に島津玄蕃久典の女を娶るべきことを命ず。休七左衛門、源左衛門麿府に至りてこれを賀す。
21	久芳	30	時雄	15	延亨2	1745	12		源左衛門	寺田家？	政拳？		用人、諸奉行代	吉貴公、久馮に島津玄蕃久典の女を娶るべきことを命ず。休七左衛門、源左衛門麿府に至りてこれを賀す。
21	久芳	30	時雄	15	延亨3	1746	1	11	市右衛門		市右衛門			的始三番射手。
21	久芳	30	時雄	15	延亨3	1746	2		小左衛門	空助隆意家・松島	定央		家老	資堂米を妙法寺と本乗院に寄付して、永く霊を祭らしむ。家老、証書を各寺に与ふ。
21	久芳	30	時雄	15	延亨3	1746	2		九郎左衛門	隆直二男家・納曾	真富		家老	資堂米を妙法寺と本乗院に寄付して、永く霊を祭らしむ。家老、証書を各寺に与ふ。
21	久芳	30	時雄	15	延亨3	1746	6	14	九郎左衛門真富	隆直二男家・納曾	真富			家老辞職。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
21	久芳	30	時雄	15	延亨3	1746			九郎左衛門真富	隆直二男家・納曾	真富			2月、松平陸奥守の船が野間村に漂着した際の礼で、文銀二枚をいただく。
21	久芳	30	時雄	15	延亨4	1747	2	18	九郎左衛門真富	隆直二男家・納曾	真富			真富の下人と知覧才兵衛の下人が宅地の境を争う。真富禁固3か月。
21	久芳	30	時雄	15	寛延1	1748	1	11	市右衛門		市右衛門			的始二番射手。
21	久芳	30	時雄	15	寛延1	1748	2	13	七兵衛真雄	本家	30代 時雄		家老	家老となる。
21	久芳	30	時雄	15	寛延1	1748	閏10	2	小左衛門	空助隆意家・松島	定央			前家老、上妻小左衛門死去。
21	久芳	30	時雄	15	寛延3	1750	1	6	助之丞□□	空助隆意家・松島？	定英？	定央の子？		初狩。組頭。
21	久芳	30	時雄	15	寛延3	1750	1	6	七兵衛□□	本家	30代 時雄		家老	初狩。名代。
21	久芳	30	時雄	15	寛延3	1750	1	11	市右衛門		市右衛門			的始二番射手。
21	久芳	30	時雄	15	寛延3	1750	4	3	真雄	本家	30代 時雄		家老	時房(久基弟)が老いのため島政の預かりを辞する。家老を遣わして謝礼を届ける。
21	久芳	30	時雄	15	宝暦1	1751	1	6	助之丞定英	空助隆意家・松島？	定英		用人	初狩。
21	久芳	30	時雄	15	宝暦1	1751	1	11	島右衛門		島右衛門			的始二番射手。
21	久芳	30	時雄	15	宝暦1	1751	2	17	九郎左衛門真富	隆直二男家・納曾	真富			前家老と三ヶ寺の住職、謁見する。
21	久芳	30	時雄	15	宝暦1	1751	2	17	休心隆門	空助隆意家・松島	隆門			前家老と三ヶ寺の住職、謁見する。
21	久芳	30	時雄	15	宝暦1	1751	4	6	郷大夫真友		真友		串目奉行	安城村葦野で狩り。
21	久芳	30	時雄	15	宝暦2	1752	7	9	弥五七		弥五七			島津因幡の家臣となる。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦3	1753	12	13	源左衛門政拳	寺田家	政拳	ID:12559「藤姓上妻氏系図」11代家兼の弟・家治の項に「源左衛門尉 号寺田在子孫別記」とあり		餅を献上する。先祖より寺田氏と称し、家格を以て歳毎に是の式あり。中絶していたが、今年から元に戻す。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦4	1754	1	6	助之丞定英	空助隆意家・松島？	定英			初狩。組頭。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦4	1754	1	11	嘉藤次		嘉藤次			的始二番射手。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦4	1754	2	11	郷大夫隆安	真純三男家	隆安	30代時雄弟	家老、物奉行、用人名代	久芳、新納四郎久主の女を娶る。之を賀して薨府に至る。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦4	1754	8	1	郷大夫隆安	真純三男家	隆安			岸半蔵に太刀一腰、馬代銀一枚を献ず。使者は隆安。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦5	1755	8	3	市郎左衛門	?→中之村	市郎左衛門			故あり。庶人と為して中之村に放つ(元いた村は不明)。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦6	1756	2	15	七兵衛直雄	本家	30代 時雄			諱の字を与えられ時雄と改名する。数代にわたる勤労を賞して。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦7	1757	1	6	七兵衛時雄	本家	30代 時雄		家老	初狩。久芳、四郎助、山に登る。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦7	1757	1	8	七兵衛時雄	本家	30代 時雄			久芳及び婦人、慈遠寺詣でて歌会。時雄侍座。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦7	1757	1	25	七兵衛時雄	本家	30代 時雄		家老	妙法寺の広間にて歌会。時雄、定央侍座。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦7	1757	1	25	小左衛門定英	空助隆意家・松島？	定英		用人	妙法寺の広間にて歌会。時雄、定央侍座。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦8	1758	2	3	嘉兵衛		嘉兵衛			科銭。古田村の庄官、武田喜助が、長山利左衛門の鉄砲を借りて鹿倉で狩りをしたことの連座。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦9	1759	1	6	七兵衛時雄	本家	30代 時雄		家老	継豊公、鷹を拝戴する。謝礼使として久芳江戸へ出発。時雄従者。2月9日芝郎着。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦10	1760			権右衛門	住吉村	権右衛門			銭を出して罪を贖う。大山善兵衛と浜津脇の茂伝次が、屋久島の船に積載していた材木を勝手に購入したことの連座。
21	久芳	30	時雄	16	宝暦10	1760	10	21	七兵衛時雄	本家	30代 時雄			家老辞職。
21	久芳	30	時雄	17	宝暦12	1762	1	6	郷大夫□□	真純三男家	隆安			初狩。二番組頭。
21	久芳	30	時雄	17	宝暦13	1763	1	6	小左衛門□□	空助隆意家・松島？	定英			初狩。組頭。
21	久芳	30	時雄	17	明和1	1764	5		助右衛門	西之表村→下之郡	助右衛門		足軽	西之表村の足軽上妻助右衛門、窃盗の罪で足軽を廃し、下之郡に放つ。
21	久芳	30	時雄	17	明和4	1767	11	22	郷大夫	真純三男家	隆安		物奉行	物奉行となる。
21	久芳	30	時雄	17	明和4	1767	11	22	雲角		真兼		用人	用人となる。
21	久芳	30	時雄	17	明和5	1768	1	6	雲角		真兼			初狩。組頭。
21	久芳	30	時雄	18	明和7	1770	1	6	雲角真兼		真兼		用人	初狩。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
21	久芳	30	時雄	18	明和7	1770	1	6	惣左衛門隆安	真純三男家	隆安			初狩。組頭
21	久芳	30	時雄	18	安永1	1772	11	15	栄右衛門	元祖美濃守流(住吉村)	栄右衛門	ID:11030「支流系図1巻」に記事と同内容の記載あり		高一石を与えられる。数年、小者として勤労した功績。
21	久芳	30	時雄	18	安永2	1773	7	6	惣左衛門	本家	31代 宗弘		用人	用人となる。
21	久芳	30	時雄	18	安永2	1773	12	27	小左衛門の妹(小沢)	空助隆意家・松島?	小沢			数年勤労により高3石を与えられる。
21	久芳	30	時雄	18	安永3	1774	1	6	惣左衛門宗弘	本家	31代 宗弘		用人	初狩。
21	久芳	30	時雄	19	安永4	1775	1	6	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒	真富の孫		初狩。組頭。
21	久芳	30	時雄	19	安永5	1776	1	6	惣左衛門	本家	31代 宗弘			初狩。組頭。
21	久芳	30	時雄	19	安永5	1776	5	3	喜平太		喜平太			加世田の新助の商船が道ノ島に漂着。漂流者8人を上妻喜平太、川内寛右衛門及び足軽5人が麩府へ護送する。
21	久芳	31	宗弘	19	安永8	1779	12	1	小左衛門	空助隆意家・松島?	定英			数年麩府邸に仕えたので高5石を与えられる。
21	久芳	31	宗弘	19	安永8	1779	12	3	小左衛門	空助隆意家・松島?	定英		家老	家老となる。
21	久芳	31	宗弘	19	安永9	1780	10	5	惣左衛門	本家	31代 宗弘		物奉行	物奉行となる。
21	久芳	31	宗弘	19	天明1	1781	1	6	九郎左衛門宗伯	隆直二男家・納曾	宗恒			初狩。組頭。
21	久芳	31	宗弘	19	天明1	1781	1	6	小左衛門	空助隆意家・松島?	定英			長年庸時に仕えた功で禄10石を与えられる。
21	久芳	31	宗弘	19	天明2	1782	1	6	小左衛門隆口	空助隆意家・松島?	定英		家老	初狩。名代。
21	久芳	31	宗弘	19	天明2	1782	3	27	七左衛門		七左衛門		検者	寺入り36か月。以前、生蠟を大阪で商った際、価格に不正があったため。
21	久芳	31	宗弘	19	天明3	1783	8	19	三右衛門	美濃守家包流(西之表村)?	三右衛門	ID:11030「支流系図1巻」同名あり		樋ヶ崎の山を開墾した罪で処罰。
21	久芳	31	宗弘	19	天明6	1786	5	11	七兵衛宗弘	本家	31代 宗弘		家老	家老となる。
21	久芳	31	宗弘	19	天明7	1787	1	6	七兵衛宗弘	本家	31代 宗弘		家老	初狩。名代。
21	久芳	31	宗弘	19	天明7	1787	10	19	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒		横目	漂着した唐船の処置。
21	久芳	31	宗弘	19	天明8	1788	1		九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒		横目	漂着した唐船の処置について、官より賞せられる。
22	久照	31	宗弘	19	天明8	1788	11	6	鉄右衛門		鉄右衛門			諸士の武芸を城内に観る。水之流居合の師範。
22	久照	31	宗弘	19	天明8	1788	11	11	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒		用人	久照島内巡廻。九郎左衛門従者。
22	久照	31	宗弘	19	天明8	1788	12	13	源左衛門	寺田家	政拳?			上妻(寺田家と号す)源左衛門、餅二つを広間に納める。酒肴を与えられる。
22	久照	31	宗弘	19	天明8	1788	12	13	七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	上妻源左衛門の餅を受け取る。名代。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	1	1	才之丞	隆直二男家・納曾?	宗甫?	ID:5641「牛玉札本源寺」に名前あり 納曾上妻家系図に名前あり(宗恒の長男。幾衛と同一人物?)		冷酒の式。才之丞は客居。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	1	6	小左衛門	空助隆意家・松島?	定英		家老	初狩。久柄病のため、小左衛門が代わりを務める。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	1	8	七兵衛宗弘	本家	31代 宗弘		家老	慈遠寺に詣でて歌会。一首を詠ず。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	1	11	才之丞宗口	隆直二男家・納曾?	宗甫?			具足祝。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	1	25	小左衛門	空助隆意家・松島?	定英		家老	城内にて歌会。一首を詠ず。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	2	21	七兵衛宗弘	本家	31代 宗弘		家老	安城村芦野で狩り。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	2	24	七兵衛宗弘	本家	31代 宗弘		家老	大会寺で歌会。一首を詠ず。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	2	27	鉄右衛門		鉄右衛門			諸士の武芸を城内に観る。水之流居合の師範。
22	久照	31	宗弘	20	寛政1	1789	12	13	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒		物奉行	物奉行となる。
22	久照	31	宗弘	20	寛政2	1790	1	6	郷之丞		郷之丞			初狩。組頭。
22	久照	31	宗弘	21	寛政5	1793	1	6	空左衛門		空左衛門			初狩。組頭。
22	久照	31	宗弘	21	寛政5	1793	7	2	七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	荃永村竹崎浦に漂着した唐船の処置。船はその後島間浦から逃走。
22	久照	31	宗弘	21	寛政5	1793	8	11	小左衛門	空助隆意家・松島?	定英			家老辞職。
22	久照	31	宗弘	21	寛政5	1793	10	4	七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	他の家老と共に書を納め、質素儉約を諫める。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
22	久照	31	宗弘	21	寛政5	1793	11		七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	麿府邸に上がり、在邸の家老等と負債の返済について談義。
22	久照	31	宗弘	21	寛政5	1793	11		九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒		物奉行	麿府邸に上がり、在邸の家老等と負債の返済について談義。
22	久照	31	宗弘	21	寛政5	1793	12		七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	7月2日の漂着船処置の不手際で、銀廿目の罰金。
22	久照	31	宗弘	21	寛政6	1794	1	晦日	七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	家老以下の官俸及び諸士の禄の半分を納めて、負債返済にあてる。
22	久照	31	宗弘	21	寛政6	1794	1	晦日	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒		物奉行	家老以下の官俸及び諸士の禄の半分を納めて、負債返済にあてる。
22	久照	31	宗弘	21	寛政6	1794	4		九郎左衛門宗恒	隆直二男家・納曾	宗恒		家老	家老となる。
22	久照	31	宗弘	22	寛政7	1795	1	6	九郎左衛門宗恒	隆直二男家・納曾	宗恒		家老	初狩。久柄、山に登る。
22	久照	31	宗弘	22	寛政7	1795	1	8	九郎左衛門宗恒	隆直二男家・納曾	宗恒		家老	慈恩寺に詣でて歌会。侍席。
22	久照	31	宗弘	22	寛政8	1796	1	6	郷之丞		郷之丞			初狩。組頭。
22	久照	31	宗弘	22	寛政8	1796	11		惣左衛門宗愛	本家	32代 宗愛		用人	用人となる。
22	久照	31	宗弘	22	寛政8	1796	11	晦日	甚五左衛門	美濃守流(西之表村)	甚五左衛門	ID:11030「支流系図1巻」同名あり	一世郷士	一世郷士となる。蠟澄屋の瓦を製造して納めた褒美。
22	久照	31	宗弘	22	寛政9	1797	1	6	惣左衛門	本家	32代 宗愛			初狩。組頭。
22	久照	31	宗弘	22	寛政9	1797			九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒			僕の清八が川脇塩屋の樵夫にされる。諍いに加わった罰。
22	久照	31	宗弘	22	寛政9	1797	12		惣左衛門	本家	32代 宗愛		物奉行	物奉行となる。
22	久照	31	宗弘	22	寛政9	1797	12		甚右衛門	荃永村	甚右衛門		一世郷士	一世郷士となる。於隣殿の輿入れの際、急に麿府勤めとなり、納賦の事で大阪へ行くなどを賞して。
22	久照	31	宗弘	22	寛政10	1798	1	6	幾衛	隆直二男家・納曾	幾衛	宗恒の子		初狩。組頭。
22	久照	31	宗弘	22	寛政10	1798	4		九郎左衛門宗恒	隆直二男家・納曾	宗恒		家老兼記録方	家譜編集の命を受ける。明和6年までの家譜の修正と明和7年以降の追加。
22	久照	31	宗弘	22	寛政10	1798	4		七兵衛隆直	本家	28代 隆直			延宝元年、十八代久時、上妻七兵衛隆直に家譜を作らせる。
22	久照	31	宗弘	22	寛政11	1799	1	6	七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	初狩。名代。
22	久照	31	宗弘	22	寛政11	1799	4	8	鉄右衛門		鉄右衛門			諸士の武芸を広間の庭上に見る。水之流槍の師範。
22	久照	31	宗弘	22	寛政11	1799	4		七兵衛	本家	31代 宗弘		家老	錢十五匁の罰金。官船が国上村大原野で破船した際に不手際があったため。
22	久照	31	宗弘	22	寛政11	1799	6	12	七兵衛	本家	31代 宗弘			砲術を城之浜に見る。師範大筒。
22	久照	31	宗弘	22	寛政11	1799	6	12	藤十郎	本家	宗備?	ID:12551の文書(砲術関係)に名前あり 藤十郎宗備		砲術を城之浜に見る。師範小筒。
22	久照	31	宗弘	22	寛政11	1799	6	21	惣左衛門宗愛	本家	32代 宗愛			久柄及び於隣殿、品物を太守公及び母夫人に献ず。久柄の使者。
22	久照	31	宗弘	22	寛政11	1799	8	9	幾衛	隆直二男家・納曾	幾衛		用人	用人となる。
22	久照	31	宗弘	22	寛政12	1800	1		七兵衛宗弘	本家	31代 宗弘		家老	八ヶ寺の僧が広間で謁見。久柄名代。
22	久照	31	宗弘	22	寛政12	1800	3	16	丹二		丹二			肥前長崎の生まれ。外療の功績により組士となり、鶴袈裟婦人の侍医となる。
22	久照	31	宗弘	22	寛政12	1800	閏4		九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒			下人の庄八が赦される。
22	久照	31	宗弘	22	寛政12	1800	8	5	幾衛	隆直二男家・納曾	幾衛			侍女と密通したとのうわさがあり、大島に放たれる。
22	久照	31	宗弘	22	寛政12	1800	8	5	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒			(幾衛に対し)日頃の教育が至らなかったことで、家老免職となり禁固。
22	久照	31	宗弘	22	寛政12	1800	11	27	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義	32代宗愛弟で宗恒養子	用人	用人となる。
22	久照	31	宗弘	22	享和1	1801	7	10	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒			大歓院殿1周忌により赦される。
22	久照	31	宗弘	22	享和1	1801	7	10	与右衛門	西之村	与右衛門			大歓院殿1周忌により赦される。
22	久照	31	宗弘	23	享和2	1802	1	6	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義			初狩。組頭。
22	久照	31	宗弘	23	享和2	1802	6	6	幾衛	隆直二男家・納曾	幾衛			大歓院3年忌により赦される。久照への謁見は禁止。
22	久照	31	宗弘	23	享和2	1802	8	7	源右衛門		源右衛門			罰錢10貫文。物奉行野間治兵衛らが、大阪に売る材木の数を偽り、横流しして商売したことに関わっていたため。
22	久照	31	宗弘	23	享和2	1802	8	7	儀右衛門		儀右衛門			罰錢30貫文。物奉行野間治兵衛らが、大阪に売る材木の数を偽り、横流しして商売したことに関わっていたため。
22	久照	31	宗弘	23	享和2	1802	10	1	七兵衛宗弘	本家	31代 宗弘			家老上妻七兵衛宗弘死去。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
22	久照	32	宗愛	23	享和3	1803	4	26	丹治		丹治			昨年、出奔する。
22	久照	32	宗愛	23	享和3	1803	10	15	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	家老となる。
22	久照	32	宗愛	23	文化1	1804	1	6	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛			初狩
22	久照	32	宗愛	23	文化1	1804	8	24	七兵衛	本家	32代 宗愛		家老	將軍家の命により流されてきた罪人の処置。
22	久照	32	宗愛	23	文化1	1804	8	24	喜左衛門	元祖玄蕃家蓮一流(平山村)	喜左衛門	ID:11031「支流系図2巻」該当年に庄官をつとめている	平山村庄官	罪人のうち奈良今在家町の嘉兵衛を預かる。
22	久照	32	宗愛	23	文化1	1804	8	24	四郎兵衛	元祖源左衛門家(安城村)	四郎兵衛	ID:11030「支流系図1巻」該当年に庄官をつとめている	安城村庄官	罪人のうち京都神泉苑町越前屋長右衛門を預かる。
22	久照	32	宗愛	24	文化2	1805	1	6	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義		用人	初狩。
22	久照	32	宗愛	24	文化2	1805	8	5	関右衛門	美濃守家包流(西之表村)	関右衛門	ID:11030「支流系図1巻」家譜と同内容の記載有「多年奉仕 右門時 主賜禄地一斛」		高1石を与えられる。右門が一世、その左右に侍するを以てなり。
22	久照	32	宗愛	24	文化2	1805	8		九郎左衛門宗恒	隆直二男家・納曾	宗恒			再び家譜編集担当になる。次席家老。
22	久照	32	宗愛	24	文化2	1805	12		七兵衛隆直	本家	28代 隆直			18代久時が上妻七兵衛隆直に命じて家譜を編纂させた。
22	久照	32	宗愛	24	文化2	1805	12		九郎左衛門宗恒	隆直二男家・納曾	宗恒		記録奉行	初代信基から22代久柄、文化2年12月までの家譜編纂終わる。
22	久照	32	宗愛	24	文化2	1805	12		七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老兼記録奉行	初代信基から22代久柄、文化2年12月までの家譜編纂終わる。
22	久照	32	宗愛	25	文化3	1806	4	15	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		文書方係	文書方係となる。
22	久照	32	宗愛	25	文化4	1807	1	6	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義			初狩。組頭。
22	久照	32	宗愛	25	文化4	1807	8		甚五左衛門		甚五左衛門			組士となる。陶瓦を納めた褒賞。
22	久照	32	宗愛	25	文化5	1808	1	11	七郎左衛門		七郎左衛門			的始二番射手。
22	久照	32	宗愛	25	文化5	1808	3	10	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	馬毛島に蘇鉄を植える。
22	久照	32	宗愛	26	文化5	1808	11	6	藤右衛門		藤右衛門			射手。納官村牧川の山で狩り。
22	久照	32	宗愛	26	文化5	1808	11	20	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義		横目	茎永村竹崎の沖に漂着した唐船の処理。
22	久照	32	宗愛	26	文化7	1810	1	11	七郎左衛門		七郎左衛門			的始二番射手。
22	久照	32	宗愛	26	文化7	1810			才十郎宗口	隆直二男家・納曾	宗義		寺奉行	本源寺本堂造営。
22	久照	32	宗愛	26	文化7	1810			新七	寺田家?	新七	源左衛門の養子(『種子島家年中行事』十二月中之事に記載あり)	作事奉行	本源寺本堂造営。
22	久照	32	宗愛	27	文化8	1811	1	6	新右衛門		新右衛門		山奉行	初狩。
22	久照	32	宗愛	27	文化8	1811	1		七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	献上例の如し。名代。
22	久照	32	宗愛	27	文化8	1811	4	7	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛			本源寺の弓場において射礼。
22	久照	32	宗愛	27	文化8	1811	4	8	新十郎	坂井村	新十郎	ID:11031「支流系図2巻」同名あり	坂井村足軽	寺入2週間。法を犯してガジュツを売った罰。
22	久照	32	宗愛	27	文化8	1811	9	26	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛			上下各々一領を与えられる。家譜を完成させた褒賞。
22	久照	32	宗愛	27	文化8	1811	9	26	九郎左衛門宗恒	隆直二男家・納曾	宗恒			銀5枚を与えられる。家譜を完成させた褒賞。
22	久照	32	宗愛	27	文化8	1811	10		七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛			上書して、大阪仕登米1500石を購入して費用を助けんことを請う。1000石許可。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	1	6	才十郎宗義	隆直二男家・納曾	宗義			初狩。組頭。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	1	6	新右衛門		新右衛門		山奉行	初狩。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	1	14	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	測量を試す。北一隊。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	1	14	才十郎宗義	隆直二男家・納曾	宗義		組頭	測量を試す。南一隊。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	1	14	新七	寺田家?	新七		作事方	測量を試す。南一隊。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	1	15	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒		家老兼記録方	測量に隨身することを命ぜられる。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	3	2	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	屋久島に測量の様子をうかがいに行く。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	3	2	才十郎宗義	隆直二男家・納曾	宗義		組頭	屋久島に測量の様子をうかがいに行く。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	4	9	与三左衛門	又左衛門一流(中之村)?	与三左衛門	ID:11031「支流系図2巻」同名あり	中之村村吏	寺入り2週間。村での博奕を報告しなかった罰。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	4	27	七兵衛	本家	32代 宗愛		家老	伊能忠敬の測量隊、島間村に到着。28日、南北に分かれて測量。南一隊に属する。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	4	27	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義		組頭	測量隊の北一隊に所属する。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	4	27	新七	寺田家?	新七		作事方	測量隊の北一隊に所属する。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	4	27	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒			測量隊の北一隊に所属する。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	6		九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗恒			逼塞7日。22日に坂井村の戸兵衛が、牛に傷つけられて死んだことに関する不手際。
22	久照	32	宗愛	28	文化9	1812	10	14	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義		横目	平山村浜田ヶ浦で催された野楽の帰りに起きた事故の検察。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	1	6	新右衛門		新右衛門		山奉行	初狩。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	3	15	周左衛門		周左衛門			武芸を観る。水野流師範。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	5	18	喜三次	伊賀守家〇一流(住吉村深川)?	喜三次	ID:11031「支流系図2巻」同名あり		罰銭500文。牛を路傍に繋いだ罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	5	18	勘之進	伊賀守家能流(住吉村能野)?	勘之進	ID:11030「支流系図1巻」同名あり		罰銭500文。牛を路傍に繋いだ罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	7	7	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	鎧を広間に飾りて、之を拝す。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	7	18	惣右衛門		惣右衛門		船奉行	船奉行となる。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	7	18	甚五郎		定次?	ID:12551の文書(砲術関係)に「甚五郎定次」とあり	番頭	番頭となる。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	9	10	勇蔵	住吉村	勇蔵		住吉村郷士	罰銭1貫500文。士の正道を失して下民と博奕した罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	9	10	善九郎	住吉村	善九郎		住吉村郷士	罰銭1貫500文。士の正道を失して下民と博奕した罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	9	10	七兵衛	本家	32代 宗愛			七兵衛の下人が罰銭1貫文。士の正道を失して下民と博奕した罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	9	10	次平次		次平次		足軽	罰銭1貫文。士の正道を失して下民と博奕した罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	9	15	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛			久照及び時中、婦手、島内巡視。宗愛従者。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	11	6	周兵衛	下西之表→西之村	周兵衛		郷士	家及び宅地を没収して西之村に移居させる。鹿を盗んだ罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	11	6	新五右衛門	住吉村	新五右衛門			牛を没収。路傍に繋いだ罰。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	11		才十郎	隆直二男家・納曾	宗義		横目	罰銭100文。島間浦の船長周次郎が、船中に禁制品と不記載品を載せていたことの連座。
22	久照	32	宗愛	29	文化10	1813	12	18	才十郎	隆直二男家・納曾	宗義	ID:11194 任命の覚書	物奉行見習	物奉行見習となる。
22	久照	32	宗愛	30	文化11	1814	1	9	甚五郎		定次?		兵具奉行	兵具奉行となる。
22	久照	32	宗愛	30	文化11	1814	9	20	惣左衛門	本家	32代 宗愛			家老、物奉行、用人に代わり、麩府に至りて女子出生を賀す。(歌袈裟・久道第1子)
22	久照	32	宗愛	30	文化11	1814	10	晦日	勇右衛門	住吉村	勇右衛門		住吉村横目	妙昌寺寺入り1週間。宿次の書を百姓与次郎に預けたが、与次郎が行路の人に渡し遅延を招いた罰。
23	久道	32	宗愛	30	文化11	1814	12	16	新右衛門		新右衛門			諸奉行、諸士に代わり、麩府に到りて本光院殿(久照)を哭しかつ安否をうかがう。
23	久道	32	宗愛	31	文化12	1815	2		惣右衛門		惣右衛門		側用人	本光院殿の遺髪到る。惣右衛門従い来る。本源寺方丈に入る。
23	久道	32	宗愛	31	文化12	1815	3	3	小左衛門の姉(婦恵)	空助隆意家・松島?	婦恵	小左衛門定英の長女(「復刻種子屋久先賢伝」による)		高1石を上妻小左衛門の姉(婦恵)に与える。於隣殿の祐筆となり多年勤労した褒賞。
23	久道	32	宗愛	31	文化12	1815	3	14	周兵衛	西之村→西之表?	周兵衛			本光院殿の死去と久道の家督相続を以て赦される。
23	久道	32	宗愛	32	文化13	1816	1	6	新右衛門		新右衛門		山奉行	初狩。
23	久道	32	宗愛	32	文化13	1816	1	26	勇右衛門	住吉村	勇右衛門		住吉村横目	寺入。法を犯し若者に芝居を行わせた罰。
23	久道	32	宗愛	32	文化13	1816	1	26	善左衛門	住吉村	善左衛門		住吉村横目?	寺入。法を犯し若者に芝居を行わせた罰。
23	久道	32	宗愛	32	文化13	1816	3	28	郷之允		郷之允		番頭	番頭となる。
23	久道	32	宗愛	32	文化13	1816	7	5	甚五郎		定次?		物頭	下西之表の足軽鮫島源之進の家を搜索。盗品を発見。
23	久道	32	宗愛	32	文化13	1816	8	20	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	馬追。名代。
23	久道	32	宗愛	32	文化13	1816	11	27	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗義	ID:11193 任命の覚書	物奉行	平山藤左衛門を家老となし、上妻九郎左衛門を物奉行となし、美座半兵衛を物奉行見習となす。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	1	6	新右衛門		新右衛門		山奉行	初狩。
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	1	11	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	的始。名代。
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	3	21	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		家老	本源寺弓場にて射礼。
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	4	12	新右衛門		新右衛門		山奉行	単衣1領を与えられる。柵を繁殖させた褒賞。
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	6	4	惣右衛門		惣右衛門		組頭	組頭となる。
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	6	4	藤十郎	本家	33代 右武		番頭	番頭となる。
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	8	17	休五郎	安城村	休五郎		安城村足軽	川脇塩戸三四郎の妻と密通し共に縊死。
23	久道	32	宗愛	33	文化14	1817	12	28	只衛		只衛			左八郎時則の妻、其の小姓上妻只衛と密通して出奔する。
23	久道	32	宗愛	34	文化15	1818	1	6	新右衛門		新右衛門		山奉行	初狩。
23	久道	32	宗愛	34	文化15	1818	1	11	惣之充		惣之充			的始二番射手。
23	久道	32	宗愛	34	文化15	1818	4	10	七兵衛	本家	32代 宗愛		家老	逼塞20日。罪人の脱獄と死骸監察の下手際の連座。
23	久道	32	宗愛	34	文化15	1818	4	10	甚五郎		定次？		兵具奉行	逼塞口日。罪人の脱獄と死骸監察の下手際の連座。
23	久道	32	宗愛	34	文化15	1818	8	13	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	馬追。
23	久道	32	宗愛	34	文化15	1818	10	9	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛			本源寺に詣でて宗祖日蓮に供するの菓子を盛る。名代。
23	久道	32	宗愛	34	文化15	1818	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献すること例の如し。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	1	6	惣右衛門		惣右衛門		組頭	初狩。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	1	6	七兵衛宗愛	本家	32代 宗愛		夕狩場名代	初狩。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	2	8	善左衛門	住吉村	善左衛門		住吉村郷士	故ありて古田村に追放。住吉浦の新太郎、その他郷士等に家を壊される。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	2	14	七兵衛	本家	32代 宗愛			美座善兵衛の僕幸之進、上妻七兵衛の下人の羽織を盗む。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	閏4	17	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	本源寺弓場にて射礼。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	5	晦日	新七	寺田家？	新七		高奉行	高奉行となる。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	7	16	藤十郎	本家	33代 右武		納戸奉行	納戸奉行となる。
23	久道	32	宗愛	35	文政2	1819	10	13	周左衛門		周左衛門			武芸を観る。水野流師範。
23	久道	32	宗愛	36	文政3	1820	1	6	新右衛門		新右衛門		山奉行	初狩。
23	久道	32	宗愛	36	文政3	1820	2	12	新右衛門		新右衛門		普請奉行	普請奉行となる。
23	久道	33	右武	36	文政3	1820	3	25	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義			褒詞。豊府の川崎大右衛門を師として、砲術棒火矢ノ術を学ぶ。
23	久道	33	右武	36	文政3	1820	10	21	上妻藤四郎の妻		上妻藤四郎の妻		乳母	米3石、銭20貫文を与えられる。知千代(鉄熊・久道第3子)の乳母となり、多年勤労したため。
23	久道	33	右武	36	文政3	1820	11	15	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	前田吉次郎元服、宗義侍席。
23	久道	33	右武	37	文政4	1821	1	6	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	初狩。
23	久道	33	右武	37	文政4	1821	2	20, 21	周左衛門		周左衛門			武芸を観る。水野流居合師範。
23	久道	33	右武	37	文政4	1821	10	2	九郎次		九郎次	ID:12565の文書(牛王宝印)に九郎次宗〇とあり		矢を献じて謁見する。
23	久道	33	右武	37	文政4	1821	10	2	源吉	寺田家？	源吉	新七の子 源左衛門の幼名？「南島民俗28号」上妻家墓一覧に記載の源左衛門政正(文化7年生)か？		矢を献じて謁見する。
23	久道	33	右武	37	文政4	1821	10	2	幾次		幾次			火縄を献じて初めて謁見する。
23	久道	33	右武	37	文政4	1821	10	2	藤次郎		藤次郎			火縄を献じて初めて謁見する。
23	久道	33	右武	37	文政4	1821	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献すること例の如し。
23	久道	33	右武	38	文政5	1822	1	16	九郎左衛門	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	大会寺歌会。侍席。
23	久道	33	右武	38	文政5	1822	2	22	新七	寺田家？	新七		串目奉行	安城村芦野で狩り。
23	久道	33	右武	38	文政5	1822	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献すること例の如し。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
23	久道	33	右武	39	文政6	1823	1	11	新太夫	空助隆意家・松島？	新太夫	松島の墓碑銘に同名あり(明治11年没)		的始二番射手。
23	久道	33	右武	39	文政6	1823	8	11	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏	宗義の子	兵具奉行	兵具奉行となる。
23	久道	33	右武	39	文政6	1823	10	10	儀右衛門	住吉村深川	儀右衛門			住吉村(深川)の上妻儀右衛門、本成寺寺入7日。許可なしに鬨前の木を伐った罰。
23	久道	33	右武	39	文政6	1823	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献ずること例の如し。
23	久道	33	右武	40	文政7	1824	1	11	庄太郎		庄太郎			的始二番射手。
23	久道	33	右武	40	文政7	1824	4	2	七兵衛	本家	33代 右武		用人	用人となる。近習役は元のまま。
23	久道	33	右武	40	文政7	1824	4	3	七兵衛	本家	33代 右武			七兵衛が、川上十郎左衛門に鎌倉流調馬を学び、伝授されたことを褒詞。
23	久道	33	右武	40	文政7	1824	4	8,9	小左衛門	空助隆意家・松島？	定直	定英の子？『石の文化誌種子島碑文集第二集』に墓石について記載あり。	霊前奉行	本源寺に詣でて大歓院殿二十五年忌を執り行う。
23	久道	33	右武	40	文政7	1824	6	16	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	大崎の洋に異国船来る。家老以下が集まり、船手に会い、諸事を命令する。
23	久道	33	右武	40	文政7	1824	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ずること例の如し。
23	久道	33	右武	40	文政7	1824	12	18	市次郎	住吉村	市次郎		住吉村保正	油久村の本隆寺に寺入。不正のうわさがあったため。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	1	5	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	大会寺歌会。侍席。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	1	6	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	初狩。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	1	11	七郎左衛門		七郎左衛門			的始二番射手。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	1	20	九郎左衛門宗義	隆直二男家・納曾	宗義		物奉行	本源寺歌会。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	2	21	小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		船奉行	船奉行となる。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	2	24	小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		組頭	組頭となる。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献ずること例の如し。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	角太		角太			本蓮寺寺入7日。犬神が憑いていると誹謗され訴訟を起こす。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	角太の母		角太の母			親戚に預けられ、門より出ること禁止。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	甚五左衛門	下西之表	甚五左衛門		下西之表横目	下西之表横目を罷免、本隆寺寺入90日。犬神の所業と誹謗した側。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	伝左衛門		伝左衛門			妙泰寺寺入7日。上記連座。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	仁左衛門		仁左衛門			妙泰寺寺入7日。上記連座。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	庄治		庄治			妙泰寺寺入7日。上記連座。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	関右衛門	美濃守流(西之表村)？	関右衛門	周左衛門弟 ID:11030「支流系図1巻」同名あり		叱。上記連座。
23	久道	33	右武	41	文政8	1825	12	25	周左衛門	美濃守流(西之表村)？	周左衛門	ID:11030「支流系図1巻」同名あり		叱。上記連座。
23	久道	33	右武	42	文政9	1826	1	6	小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		組頭	初狩。
23	久道	33	右武	42	文政9	1826	1	11	新太夫	空助隆意家・松島？	新太夫			的始二番射手。
23	久道	33	右武	42	文政9	1826	11	9	隼多右武	本家	33代 右武		用人	久道公、母の見舞いのため帰島。従者。
23	久道	33	右武	42	文政9	1826	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ずること例の如し。
23	久道	33	右武	42	文政9	1826	12	20	覚太の母		覚太の母			上妻覚太の母を赦す。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	1	11	七郎左衛門		七郎左衛門			的始二番射手。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	2	17	小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		用人	用人となる。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	3	17	隼太	本家	33代 右武？	隼多？	家老、側用人、近習役兼	久道公、豊府に赴く。従者。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	4	4	善之允		善之允		足輕	去年11月23日、盗みの罪で入牢していたが、この日赦される。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	7	7	隼多	本家	33代 右武		組頭	組頭となる。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	7	9	小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		家老、物奉行、用人代	久道の母(清孝院)亡くなる。豊府に赴いて安否をうかがう。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	7	10	新右衛門		新右衛門		作事奉行	久道公の母、殯。喪を行うこと50日。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	9	9	隼多	本家	33代 右武			法令の書を講ずる。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	10	10,11	七郎左衛門		七郎左衛門			武芸を観る。水野流師梶原源左衛門の代理。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	10	18,19	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		法事奉行	清孝院の百日忌を本源寺で行う。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	10	18,19	隼多	本家	33代 右武		法事奉行	清孝院の百日忌を本源寺で行う。
23	久道	33	右武	43	文政10	1827	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献すること例の如し。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	1	6	七兵衛右武	本家	33代 右武		組頭	初狩。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	1	11	七兵衛右武	本家	33代 右武		用人	的始。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	6	27	源吉	寺田家?	源吉			不敬の罪で本因寺に寺入。1月12日、馬に乗り本源寺山門より入り、影堂前を過ぎて裏門から出る。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	6	27	新七	寺田家?	新七			源吉の親。子に連座して、逼塞2週間。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	7	29	七兵衛右武	本家	33代 右武		用人	馬追。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	8	9	七兵衛右武	本家	33代 右武		側用人兼近習役	側用人兼近習役となる。用人は元のまま。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	8	9	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		横目	颯風(つむじ風)の被害あり。検察して藩に報告。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	8	11	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		横目	中之村の百姓善七絵死。検察し、藩に報告。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	12	7	七兵衛	本家	33代 右武		近習役	1年交代で麩府に勤務し、扶持高15石を与えられる。
23	久道	33	右武	44	文政11	1828	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献すること例の如し。
23	久道	33	右武	45	文政12	1829	1	6	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		用人	初狩。
23	久道	33	右武	45	文政12	1829	1	6	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		用人	的始。
23	久道	33	右武	45	文政12	1829	4	3	庄太郎		庄太郎			褒詞。財政逼迫のため、牛馬の皮を商わせ利益を出した褒賞。
23	久道名跡	33	右武	45	文政12	1829	6	27	新平		新平		小姓	放光院の遺髪下島す。従者。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	45	文政12	1829	8	5	新七	寺田家?	新七		高奉行	叱られる。税簿を作り奉行筆吏の食米を記し、重ねてこれを献ず。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	45	文政12	1829	8	23	新平		新平		兵具奉行	兵具奉行となり、府庫に借る所の米銭を与えられる。数年放光院に近侍した褒賞。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	45	文政12	1829	8	24	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		法事奉行	本源寺にて放光院百日法事。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	45	文政12	1829	9	8	新平		新平			高1石5斗を与えられる。多年小姓として放光院に勤仕した褒賞。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	45	文政12	1829	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献すること例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	45	文政12	1829	12	22	源吉	寺田家?	源吉			赦される。本妙寺に寺入していた。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	45	文政12	1829	12	28	新七	寺田家?	新七		諸奉行	異国船到来の形勢を藩に報告。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	1	11	新太夫	空助隆意家・松島?	新太夫			的始二番射手。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	1	29	金蔵		金蔵		足軽	寺入1年。法を犯し、猪鹿を盗んだ罰。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	2	11	新七	寺田家?	新七		勝手方	勝手方となり、扶持米六斗を与えられる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	2	21	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		横目	現和村の鮫島善七が、妻を殺して自殺。監察して藩に報告。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	4	1	七次郎	本家	34代 宗徳	33代右武弟。右武に子無く没したため家督を継ぐ。	納戸奉行	納戸奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	7	22	藤四郎		藤四郎			高奉行が叱られる。許可を得ずに稲木仲右衛門の圃を、上妻藤四郎の圃とした罰。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	7	22	藤四郎		藤四郎			稲木仲右衛門寺入2週間。高奉行が強制して自分の圃を藤四郎の圃としたと訴えるも、内容が不正確なため。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	7	29	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		船奉行兼組頭	船奉行となり、組頭を兼ねる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	8	24	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		船奉行	家老他と共に勝手方となる。勝手方に出座して貨殖を謀り、砂糖のことを聴く。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	文政13	1830	9	7	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		慈遠寺寺社奉行	慈遠寺寺社奉行を加える。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	天保1(文政 13)	1830	12	10, 11	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		法事奉行	本源寺にて本光院17回忌。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	46	天保1(文政 14)	1830	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗ノ餅を献ずる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	1	6	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		組頭	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	1	11	庄太		庄太			的始二番射手。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	4	21	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		用人見習	用人見習となる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	5	13	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		法事奉行	本源寺にて放光院3年忌。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	6	17	新右衛門		新右衛門		普請奉行	本法寺に寺入2週間。15日の火事の際、職務怠慢をしたため。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	7	18	三助		三助			本蓮寺に寺入1週間。鶏卵の価を納めず、催促しても命に背いた罰。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	7	23	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		大会寺寺社奉行	大会寺寺社奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	8	8	七郎左衛門		七郎左衛門			満徳寺に寺入7日。麩邸の代官となり、簿書に不正があったため。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	4	18	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	西村周左衛門が坂井村百姓周五郎を殺す。監察し、藩に報告。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	10	10	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		横目	北條吉左衛門が種子島壯之允と足軽3人を携えて会所に出席し、家老以下侍席。七島遠島になった者(平山、長野、高崎)の親戚各々2人を召し、室内に設けた牢への収監を命ずる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	10	10	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	北條吉左衛門が種子島壯之允と足軽3人を携えて会所に出席し、家老以下侍席。七島遠島になった者(平山、長野、高崎)の親戚各々3人を召し、室内に設けた牢への収監を命ずる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	11	11	弥九郎		弥九郎		組頭	組頭となる。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	47	天保2	1831	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ずること例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	48	天保3	1832	1	6	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		組頭	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	48	天保3	1832	4	8, 9	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		法事奉行	本源寺にて大歎院33年忌。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	48	天保3	1832	4	10	良斎		良斎			叱。麩邸の茶湯となったが、帳簿作成を疎かにした罰。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	48	天保3	1832	12	4	新七	寺田家?	新七		郡役	締方横目が島を巡回して栄労を検察す。下の手一行に所属する。
23	久道名跡 (松寿院)	33	右武	48	天保3	1832	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ずること例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	49	天保4	1833	1	6	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		組頭	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	49	天保4	1833	3	14	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	亡き長野才之允の妻の貞節をさぐる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	49	天保4	1833	3	28	惣助		惣助			初めて謁見して火縄を献ず。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	49	天保4	1833	7	8, 9	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		法事奉行	本源寺にて清孝院7回忌。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	49	天保4	1833	7	23	小左衛門隆直	空助隆意家・松島?	定直?		用人	馬追。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	49	天保4	1833	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ず。例の如し
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	49	天保4	1833	12	18	新七	寺田家?	新七		郡役	締方横目が島内巡回して諸人の栄労を検す。西の手一行に属する。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	50	天保5	1834	2	27	小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		横目	藩より罪人について検察を命ぜられる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	50	天保5	1834	2	27	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	藩より罪人について検察を命ぜられる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	50	天保5	1834	4	16	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	遠藤源次郎が鉄砲で自殺。検察し、藩に報告。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	50	天保5	1834	8	11	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		用人	馬追。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	50	天保5	1834	9	19	治左衛門	平山村	治左衛門		横目	平山村の横目と郷士が許可を得ずに家を造ったことの連座で罰せられる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	50	天保5	1834	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ず。例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	50	天保5	1834	12	26	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	納官村長浜に漂着した帆船を検見し、藩に報告。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	1	6	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		用人	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	5		小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		物奉行	物奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	6	7	上妻角太の母		上妻角太の母			赦される。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	8		賢左衛門	野間村	賢左衛門		野間村足軽	代々郷士となる。銭50貫文を納めた褒賞。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	10	20	源吉	寺田家？	源吉		納戸奉行	納戸奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	11	23	惣太郎	坂井村	惣太郎		坂井村作見舞	叱。ウコンの苗を植えてはいけないという命に背いた罰。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	12	3	源兵衛		源兵衛			磯山で獵。海に逃げた鹿を捕まえる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ず。例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	51	天保6	1835	12	17	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	中之村の人足、甚吉を拷問？して杉板等を盗んだと認めさせる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	1	11	宗助		宗助			的始二番射手。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	4	28	源兵衛		源兵衛			時服一枚を与えられる。前太守公(斉宣?)鹿兒島邸に光臨の際、勤労した褒美。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	6	12	新七	寺田家？	新七		船奉行	船奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	9	12	新七	寺田家？	新七		船奉行	船奉行となる。勝手方は元のまま。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	9	16	増次郎	坂井村	増次郎			坂井村の有留与三太が、上妻増次郎から預かった銭を紛失した。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	9	18	惣太郎	坂井村	惣太郎			坂井村の六蔵に府下の道路を修理させること3週間。惣太郎ほかは2週間。博奕をした罰。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	11	3	藤次郎		藤次郎			松寿院殿が正建寺の廟に参詣した際、残水を巨僕の墓に祭り、かつ中元祭祀の日は花筒を建てて施餓鬼をした。家臣たちは祖先の墓にまで参ってくれたことに感謝した。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	11	3	鼎		鼎			松寿院殿が正建寺の廟に参詣した際、残水を巨僕の墓に祭り、かつ中元祭祀の日は花筒を建てて施餓鬼をした。家臣たちは祖先の墓にまで参ってくれたことに感謝した。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	52	天保7	1836	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗の餅を献ず。例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	1	6	小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		物奉行	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	5	14	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		横目	上中之村郷士河野伝左衛門が、西海岩ヶ崎で釣り中に溺死。締方横目とともに骸を検見、藩に報告。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	5	26	良斎		良斎			寺入5週間。甕府の茶湯となったが簿書に不正があったため。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	5	29	新七	寺田家？	新七		勝手方	勝手方となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	6	24	太代		太代		会所番	本法寺寺入。期限内に帳簿を完成させるのを怠ったため。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	6		小左衛門	空助隆意家・松島？	定直		物奉行	上書して、種子島で精製した砂糖を大阪に運送して官庫に納めることを請う。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	9	27	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		検使目附	流人の卯吉を能野浜に磔。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	10		三之進	下西之表村	三之進			下西之表村。以前勝手方の催促により、米銭を納めて府庫を助けた人を褒詞。銭7貫200文の褒美。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	10		新七	寺田家？	新七			以前勝手方の催促により、米銭を納めて府庫を助けた人を褒詞。米6升6合の褒美。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	53	天保8	1837	12	13	新七	寺田家	新七			餅を献ずること例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	1	6	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		組頭	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	2	19	新左衛門	安城村	新左衛門			安城村上妻新左衛門の家、火事。宗門手札1枚を焼失。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	2	22	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		船奉行	船奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	4	17	関右衛門	美濃守家包流(西之表 村)?	関右衛門	ID:11030「支流系図1巻」同 名あり		勝手方から呼出しを受けた者たちが出向かず寺入。その連座で関右衛 門の親戚が叱られる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	4	22	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		慈遠寺社奉行	慈恩寺社奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	閏4	22	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		用人	用人となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	閏4	25	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		物奉行	豊邸へ行く。明春より、さとうきびの栽培を命ぜられる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	6	21	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		物奉行	藩から、さとうきび栽培の命令を受け、家老・物奉行が島の諸臣に伝 えたが、その後藩への返事がなく松寿院が心配して物奉行西村七郎時 民を島に遣わした。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	7	7	新七	寺田家?	新七			褒詞。造船の監理で節約し、前より半分以下の費用でできたため。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	7		小左衛門	空助隆意家・松島?	定直		物奉行	逼塞。さとうきび栽培の命令を島に戻って諸有司に伝えたが、そのこ とを藩に報告しなかった罰。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	7	28	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		物奉行	馬追。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	8	3	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		横目	平山村百姓藤次郎が西之村の川で溺死。締方横目とともに骸を按察し て藩に報告。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	9	9	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		用人	法令の書を広間に講ず。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	12	9,10	才次郎	隆直二男家・納曾	宗敏		法事奉行	本源寺にて、日瑞公二十五年忌法事。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	54	天保9	1838	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗の餅を献ず。例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	55	天保10	1839	1	6	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		用人	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	55	天保10	1839	1	11	市助		市助			的始二番射手。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	55	天保10	1839	5	20	貞之進	住吉村	貞之進			住吉村。白銀一両を賜わる。さとうきび栽培を村人に勧めた褒美。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	55	天保10	1839	11		才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏			他の家臣とともに松濤庵について報告。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	55	天保10	1839	12	7	新七	寺田家?	新七		会所横目	西之村に異国船一艘漂来。8日、家老以下が村へ行き処置にあたる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	55	天保10	1839	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗の餅を献ずること例の如し。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	1	6	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		組頭	初狩。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	1	7	弥七左衛門		弥七左衛門			初謁見。火縄十曲を献ず。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	1	11	弥七左衛門		弥七左衛門			的始二番射手。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	1	13	田代		田代		筆吏	唐船改高崎喜兵衛等が西之村に赴く。家老ほかとともに従者。各地の 地形などを図画する。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	1	26	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		物奉行	物奉行となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	2	29	多十郎		多十郎			扶持高一石を与えられる。豊邸定府となって勤労した褒美。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	4	10	七郎左衛門		七郎左衛門			本源寺弓場射礼。軍勢書入束矢。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	10		新太夫	空助隆意家・松島?	新太夫		馬役	馬役となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	10		多十郎	住吉村	多十郎		住吉村郷士	長年僕となって勤仕したので、高5斗を与えられる。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	12	10	藤八		藤八			火縄十曲を献上する。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	56	天保11	1840	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗の餅を献上する。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	2	29	孫助		孫助			初めて謁見し、火縄を献上する。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	3	朔日	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		勝手方掛	勝手方掛となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	3	27	弥七郎		弥七郎			本源寺弓場射礼。軍勢書入束矢。褒美に鷲の羽を与えられる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	3	29	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		異国方掛	異国方掛となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	4	10	七兵衛	本家	34代 宗徳			七兵衛の僕、科銭1貫文。小牧坂の松を伐った罰。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	4	21	惣太郎	坂井村	惣太郎		坂井村村吏	叱られる。同村郷士古市嘉左衛門が賦税を納めなかったことの連座。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	5	24	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		勝手方掛	勝手方掛となる。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	9	15	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳			上下一領を賜る。以前、購入していた物成高10石を、府庫の困窮を察して献上したことへの褒美。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	10	15	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			美座増千代元服。理髪役。
23	久道名跡 (松寿院)	34	宗徳	57	天保12	1841	11	23	次右衛門	平山村	次右衛門		平山村庄屋	叱られる。幼子が文箱の封を開けた罰。
24	久珍	34	宗徳	57	天保12	1841	12	13	新七	寺田家	新七			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	1	18	惣太郎	坂井村	惣太郎		坂井村横目	叱られる。多数の村民が一昨年の貢税を納めなかったことを、期月が過ぎるまで訴えなかった罰。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	2	9	貞之進	住吉村	貞之進			住吉村。叱られる。島間浦の善四郎が、住吉港で密かに材木を船に積んだのを察知しなかった罰。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	2	9	茂左衛門	住吉村	茂左衛門			住吉村。叱られる。島間浦の善四郎が、住吉港で密かに材木を船に積んだのを察知しなかった罰。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	2	17	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			定直の嫡子亀千代元服。新蔵と改名。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	2	24	七兵衛	本家	34代 宗徳		横目	官船昌恵丸、漂到。石寺の洋に碇を下す。七兵衛他、石寺に到りて指揮。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	3	7	源兵衛		源兵衛			遠妙寺寺入3年。不正があったため。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	3	25	七郎左衛門		七郎左衛門			本源寺弓場射礼。軍勢書入束矢。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	2	17	亀千代	空助隆意家・松島？	直蔵	定直の子		定直の嫡子亀千代元服。新蔵と改名。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	5	1	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			前田新六元服。理髪役。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	6	12	七兵衛	本家	34代 宗徳		横目	異国船が西之村の岬の洋に来る。家老他とともに赴く。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	6	15	源左衛門	寺田家？	政正？	幼名源吉？「南島民俗28号」上妻家墓一覧に記載の源左衛門政正(文化7年生)か？		緒方吉兵衛とともに飛船で異国船の件を本府に報告。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	6	23	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	家老となる。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	7	5	源左衛門	寺田家？	政正？		普請奉行	普請奉行となる。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	7	5	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		御薬園方掛	薬園方掛となる。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	7	10	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		文書方掛	文書方掛となる。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	7	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	慈遠寺に詣でて、祖先、宗祖、戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	7	24	惣太	坂井村	惣太		坂井村横目	真米五斗を賜る。異国船が西之村に漂来した際の働きへの褒美。
24	久珍	34	宗徳	58	天保13	1842	11		小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		異国方掛	異国方係となる。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	1	24	惣四郎	平山村	惣四郎		平山村郷士	惣四郎宅、火事。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	2	15	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	初狩。名代。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	3	19	権四郎	住吉村	権四郎		住吉村郷士	父親の勘左衛門が焼死。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	3	19	勘左衛門	住吉村	勘左衛門			隠棲が火事。焼死。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	3		藤八		藤八			金子200疋を与えられる。家督相続を賀して。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	4	8	関兵衛	住吉村	関兵衛		組士	養子の文之進が郷士となる。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	4	8	文之進	住吉村	文之進		住吉村郷士	関兵衛の養子。郷士となる。元は足軽。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	6	18	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	家老となる。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	7	7	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	日深公の鎧を拝すること例の如し。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	7	8	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	大会寺に詣でて、祖先及び戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	10	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺に詣でて宗祖を祭る。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	11		小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	上下地一具、太織紬一端を賜る。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	11		才次郎時敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	上下地一具、太織紬一端を賜る。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	11		七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行	上下地一具を賜る。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	11		七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行格兼用人	物奉行格となる。用人は元のまま。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	12	1	善次郎	坂井村	善次郎		坂井村足軽	同村足軽池山勘次郎宅の火事、延焼。善次郎宅に及ぶ。
24	久珍	34	宗徳	59	天保14	1843	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	1	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	馬を覧る。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	1	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	八ヶ寺献上例の如し。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	1	6	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	初狩。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	1	6	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		用人	初狩。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	1	7	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	中之郡と下之郡の庄官、献上例の如し。名代で受ける。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	的始。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	1	16	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺祈念。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	7	8	才次郎時敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	大会寺に詣でて先祖、宗祖及び戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	7	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	慈遠寺に詣でて先考宗祖及び戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	7	26	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	馬追。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	7	26	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行	馬追。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	7	26	新太夫	空助隆意家・松島？	新太夫		馬役	馬追。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	8	5	七兵衛	本家	34代 宗徳		物奉行	物奉行となる。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	9	17	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺にて日良法印三百五十遠忌。寺に詣でて香を行う。名代。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	9	19	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	本源寺にて日良法印三百五十遠忌。寺に詣でて香を行う。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	11	22	勇吉	住吉村	勇吉		住吉村横目	叱られる。深田仁作等が禁木を伐るのを察知できなかった罰。
24	久珍	34	宗徳	60	天保15	1844	11	22	五郎右衛門	住吉村	五郎右衛門		住吉村横目	叱られる。深田仁作等が禁木を伐るのを察知できなかった罰。
24	久珍	34	宗徳	60	弘化1(天保15)	1844	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	1	11	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	的始。名代。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	1	11	弥七左衛門		弥七左衛門			的始二番射手。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	1	16	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺祈念。名代。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	1	29	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	岩川鉄千代元服。名代。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	1	29	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			岩川鉄千代元服。理髪役。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	1	29	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	三浦平蔵、吉良六郎、武田矢太郎、初謁見。名代。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	3	3	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		異国方掛兼物奉行	異国方掛、物奉行となる。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	7	16	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	本源寺に詣でて、先祖及び戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	8	2	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	馬追。名代。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	8	24	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行	世禄厚きを以て、物奉行の俸禄を辞す。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	8	24	源兵衛		源兵衛			府庫から借りたお金を返済できず、代りに禄地を納める。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	8	24	良哉		良哉			府庫から借りたお金を返済できず、代りに禄地を納める。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	8	24	太代		太代			府庫から借りたお金を返済できず、代りに禄地を納める。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	8	29	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	種子島千代熊元服。加冠役。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	9	21	勇吉	住吉村	勇吉		住吉村横目	叱られる。民戸点検の際、子孫無き者3戸を増加した罰。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	9	28	甚五郎		甚五郎			初謁見。征矢を献ず。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	9	28	助之允		助之允			初謁見。征矢を献ず。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	10	朔日	太代		太代		兵具奉行	兵具奉行となる。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	10	9	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	本源寺に詣でて、先祖及び戦死の霊を祭る宗祖日蓮に供える菓子を盛る。名代。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	12	6	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		異国方掛家老	西之村に清船漂来。村に到りて監視。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	12	6	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行	西之村に清船漂来。村に到りて監視。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	12	13	源左衛門	寺田家	政正?			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	61	弘化2	1845	12	22	覚右衛門		覚右衛門			隆興寺寺入7日。囀中の柵樹を傷つけた罰。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	1	12	太代		太代			妙泉寺寺入7日。会所番人の日、帳簿に不備があった罰。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	1	17	三之進		三之進			満徳寺寺入3日。初狩の日、暇を与えていないのにこっそり帰った罰。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	1	17	源兵衛		源兵衛			妙泉寺寺入3日。初狩の日、暇を与えていないのにこっそり帰った罰。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	1	17	直介	平山村	直介		平山村郷士	善福寺寺入3日。初狩の日、暇を与えていないのにこっそり帰った罰。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	1	29	太代		太代			満徳寺寺入7日。会所差出不正の咎。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	2	17	新蔵	空助隆意家・松島?	直蔵		番頭	番頭となる。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	4	2	藤次郎		藤次郎			藤次郎の下人・甚之丞が米4斗を与えられる。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	6	16	太代		太代		番頭	上妻太代を下島させて、異国船について軽率なことをしないよう家老に命じた。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	7	7	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		家老	日深公の鎧を広間に飾りて、家老これを拝す。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	7	16	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	本源寺に至りて祖先及び戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	8	2	新太夫	安城村	新太夫		馬役	安城村葦野の駒取。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	10	6	新蔵	空助隆意家・松島?	直蔵		納戸奉行兼兵具奉行	納戸奉行兼兵具奉行となる。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	10	13	新太夫	空助隆意家・松島?	新太夫		普請奉行	普請奉行となる。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	10	23	甚次郎	下西之表村	甚次郎		下西之表郷士	甚次郎宅、火事。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	11	10、11	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳			本源寺で本光院33回忌。孺人（松寿院）名代。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	12	13	源左衛門	寺田家	政正?			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	62	弘化3	1846	12	13	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	斗搗の餅を受ける。名代。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	1	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		家老	馬を観る。名代。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	1	2	定直	空助隆意家・松島?	定直		家老	八ヶ寺献上例の如し。名代。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	1	6	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	初狩。名代。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	1	11	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	村々の諸寺、献上例の如し。名代。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	1	11	助之丞		助之丞			的始二番射手。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	6	11	太代		太代		船奉行兼町奉行	船奉行兼町奉行となる。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	7	7	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		家老	甲冑を広間に拝すること例の如し。
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	7	14	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	先祖及び戦死の霊を慈遠寺に祭る。名代。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	8	16	藤八		藤八			米3石を与えられる。数年間、小姓となって度々藩邸で働いたことの褒美。	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	10	13	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏			本源寺に詣でて日蓮を祭る。	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	11	27	勇太郎	平山村	勇太郎		平山村横目	寺入り1週間。村人たちが、桑太郎の盗みの罪を孫太郎に着せたことを見破れなかったため。	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	11	27	伊三太	平山村	伊三太		平山村横目	寺入り1週間。村人たちが、桑太郎の盗みの罪を孫太郎に着せたことを見破れなかったため。	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	11	27	勇右衛門	平山村	勇右衛門		平山村横目	寺入り1週間。村人たちが、桑太郎の盗みの罪を孫太郎に着せたことを見破れなかったため。	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	12	21	勇右衛門	平山村	勇右衛門		平山村横目	赦されて寺より出る。	
24	久珍	34	宗徳	63	弘化4	1847	12	21	伊三次	平山村	伊三太？		平山村横目	赦されて寺より出る。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	1	2	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	馬を観る。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	1	6	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	初狩。名代。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	1	6	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行	初狩。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	1	11	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	的始。名代。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	1	11	弥七左衛門		弥七左衛門			的始二番射手。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	1	15	雲角	真富二男家	秀宗	納曾上妻氏系譜に名前あり (助左衛門・雲角・秀宗) 家重の孫			初めて謁見して征矢を献ず。
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	1	17	太代□□		太代		組頭	組頭となる。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	2	15	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳			理髪役。知覧亀十郎元服。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	3	19	善平	坂井村	善平		坂井村	善平宅火事。宗門手札を焼く。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	5	10	勇右衛門	平山村	勇右衛門		平山村横目	本妙寺寺入2週間。坂井村の痘患者のところへ平山村の子供を連れて行き、感染させるよう命じられたが拒んだため。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	6	3	勇右衛門	平山村	勇右衛門		平山村横目	赦される。さきに本妙寺に寺入。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	6	28	源左衛門	寺田家？	政正？		普請奉行	勝手方の事を与り聞く。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	7	8	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	大会寺に詣でて、先祖、宗祖及び戦死の霊を祭る。名代。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	7	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	慈遠寺に詣でて、先祖及び戦死の霊を祭る。名代。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	8	26	藤八		藤八			麩府への輸送役を勤め、俸田7石5斗を与えられる。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	8	28	市助		市助			禄田1石8斗8升余所。これを納めて以て債を償う（毎石価50貫文）。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	8		七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行兼軍役方掛	物奉行兼軍役方掛となる。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	8	15	新太夫	空助隆意家・松島？	新太夫			禄田4石8斗2升2合余所、仕明高8斗3升3合余所。これを納めて以て債を償う（毎石50貫文）。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	8	15	源兵衛		源兵衛			禄田1合所。これを納めて以て債を償う（毎石50貫文）	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	8	15	良斎		良斎			禄田7斗6升4合余所。これを納めて以て債を償う（毎石50貫文）	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	11	8	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	藩の命令で、銃陣を練習する。石寺浜に関する。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	11	8	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	藩の命令で、銃陣を練習する。石寺浜に関する。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	11	8	太代宗口		太代		組頭	藩の命令で、銃陣を練習する。石寺浜に関する。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	11	8	新蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		目附	藩の命令で、銃陣を練習する。石寺浜に関する。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	12	8	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	安長（※庄内の乱）戦死の霊を本源寺に祭り、久珍名代の定直が香をたく。3ヶ寺の僧読経。かつ戦死の子孫とともに飯す。今年250回忌に当たるため。	
24	久珍	34	宗徳	64	嘉永1	1848	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。	
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	1	11	孫助		孫助			的始二番射手。	
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	的始。名代。	

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	1	11	庄助		庄助			責詞。初狩の儀式を行うにあたり、法を犯したため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	1	11	雲角	真富二男家	秀宗			責詞。初狩の儀式を行うにあたり、法を犯したため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	1	20	太代		太代		船奉行	敗船一艘、阿高磯に漂到。検察して藩に報告。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	2	9	太郎	住吉村	太郎		住吉村郷士	野間村郷士日高権太郎を責詞。銃を府下に放ったため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	6	甚七	安城村	甚七		安城村足軽	獄に下すこと100日。以前、田上庄太左衛門が国上村に放たれた際、協議して家財を壊し焼いた。暴戾で人道に背いたため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	6	新作	安城村	新作		安城村足軽	獄に下すこと100日。以前、田上庄太左衛門が国上村に放たれた際、協議して家財を壊し焼いた。暴戾で人道に背いたため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	6	与吉	安城村	与吉		安城村足軽	獄に下すこと100日。以前、田上庄太左衛門が国上村に放たれた際、協議して家財を壊し焼いた。暴戾で人道に背いたため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	六左衛門	安城村	六左衛門		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	才四郎	安城村	才四郎		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	三四郎	安城村	三四郎		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	与四郎	安城村	与四郎		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	嘉七	安城村	嘉七		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	休之丞	安城村	休之丞		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	喜作	安城村	喜作		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	直次郎	安城村	直次郎		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	仲六	安城村	仲六		安城村町頭足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	3	7	新吉	安城村	新吉		安城村足軽	科仕3週間。庄太左衛門の一件の連座。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	5	18	甚七	安城村	甚七		安城村足軽	赦されて出牢。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	5	18	新作	安城村	新作		安城村足軽	赦されて出牢。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	5	18	与吉	安城村	与吉		安城村足軽	赦されて出牢。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	7	22	早太		早太		扈從	扈從となる。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	7		甚七	安城村	甚七		安城村足軽	兵具奉行日高勇太郎責詞。安城村足軽上妻甚七らの出牢が期日より早かったため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	7		新作	安城村	新作		安城村足軽	兵具奉行日高勇太郎責詞。安城村足軽上妻甚七らの出牢が期日より早かったため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	7		与吉	安城村	与吉		安城村足軽	兵具奉行日高勇太郎責詞。安城村足軽上妻甚七らの出牢が期日より早かったため。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	8	朔日	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	野間村の隅田八百次が雷にうたれて死ぬ。一緒にいた矢次郎は微傷。締方横目と種子島家の横目が検察。締方横目が家老も来るように要請。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	9	18	金千代	隆直二男家・納曾？	宗富			元服。俗字を九郎左衛門と命ぜられる。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	9	18	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳			金千代元服の理髪役。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	9	29	善蔵	住吉村	善蔵		住吉村横目	蓮勝寺寺入1週間。高屋根の修繕のため住吉片之山の松を伐ろうとしたが、大風を防ぐ要衝の地にある松なので伐ってはいけないと横目と山役が報告。しかし、洲之崎の仲次郎が船材を片之山で伐ることを横目と山役が許可していたことから、言っていることが違うため罰せられた。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	10	19	善蔵	住吉村	善蔵		住吉村横目	赦される。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	11	29	新太夫	空助隆意家・松畠？	新太夫			金150疋を与えられる。高屋根修理の功勞による。
24	久珍	34	宗徳	65	嘉永2	1849	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	1	2	小左衛門定直	空助隆意家・松畠？	定直		家老	馬を観る。名代。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	1	7	小左衛門定直	空助隆意家・松畠？	定直		家老	中之郡の庄官、献上例の如し。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松畠？	定直		家老	的始。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	1	11	孫助		孫助			的始二番射手。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	1	15	助蔵		助蔵			初めて謁見して火縄を献ずる。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	1	27	早太		早太		小姓	小姓となる。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	4		才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏	ID:11192「任命の覚書」	改革方掛兼勸農方掛	改革方掛及び勸農方掛となる。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	6	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			油久村の水害による補修について、西村時哉より相談を受ける。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	6	12	源左衛門	寺田家？	政正？		軍役方掛	軍役方掛となる。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	7	8	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	大会寺に詣でて、先祖、宗祖及び戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	7	13	勇角	平山村	勇角		平山村横目	本隆寺寺入2週間。同村百姓彦右衛門と庄蔵が、去年の租税を納めないまま死んだことを役人に報告しなかったため。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	7	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	慈遠寺に詣でて先祖及び戦死の霊を祭る。名代。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	7	27	太代		太代		船奉行	琉球国の奥武親方より練蕉布2反を贈られる。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	7	28	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	慈遠寺の事を与り聞く。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	7	28	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	大会寺のことを与り聞く。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	7	28	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行	大会寺のことを与り聞く。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	8	2	伊三太	平山村	伊三太		平山村横目	本妙寺寺入2週間。罪状は上妻勇角に同じ。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	8	24	伊三次	平山村	伊三太？		平山村横目	赦される。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	10	26	新蔵	空助隆意家・松島？	直蔵		組頭	組頭となる。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	10		紋十郎	下中之村	紋十郎		下中之村横目	善福寺寺入3週間。休市の家人が犬神の祟りをなすと言って、村から追放したため。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	10		仲兵衛	下中之村	仲兵衛		下中之村村人	科仕2週間。休市の家人が犬神の祟りをなすと言って村から追放したため。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	10		三右衛門		三右衛門			科仕2週間。休市の家人が犬神の祟りをなすと言って村から追放したため。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	12	3	紋十郎	下中之村	紋十郎		下中之村	赦される。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			餅を献ずること例の如し。
24	久珍	34	宗徳	66	嘉永3	1850	12	24	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	西村菊千代元服。名代。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	1	6	新蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		組頭	初狩。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	1	11	弥七左衛門		弥七左衛門			的始二番射手。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	2	15	源斎		源斎			初めて謁見し、火縄を献ずる。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	3	18	覚右衛門		覚右衛門			妙昌寺寺入2週間。一緒に釣りをしていた有留豊次郎が、大広野に植えてあったさとうきびを伐って皆で食べたため。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	5	9	七兵衛宗徳	本家	34代 宗徳		物奉行	厚禄のため俸田を辞す。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	5	14	藤八		藤八		納戸役人兼近習	納戸役人兼近習となり、母夫人(松寿院)に近侍する。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	5	24	市兵衛		市兵衛		坂井村道具番	俸田6斗を与えられる。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	6	10	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	異国船が府下の洋を通過。家老以下、古城原に至り不測の事態に備える。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	6		直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		用人兼側用人	美座三十郎時資、前田平次郎宗成(前田豊山)と共に用人兼側用人となる。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	6		九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		小姓	小姓となる。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	7	8	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	大会寺に詣でて先祖及び宗祖を祭る。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	8		才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	科銭15文目。足軽長野源助、百姓利三次が獄中死したことを藩に報告しなかったため。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	9	15	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		用人	種子島千熊元服。俗字を助之丞と命ぜられる。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	9	15	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	美座菊千代元服。名代。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	10		市助		市助		船手下吏	善林寺寺入2年。簿書に不正あり。
24	久珍	34	宗徳	67	嘉永4	1851	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	1	6	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	初狩。名代。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	1	11	孫助		孫助			的始二番射手。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	3	15	休蔵	寺田家？	休蔵	「南島民俗28号」上妻家墓 一覧によると、源左衛門の子		征矢を献じて初めて謁見する。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	3	15	良太郎		良太郎			火縄を献じて初めて謁見する。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	4	17	惣太郎	坂井村	惣太郎		坂井村横目	責訶。締方横目小田善五郎が島間浦に赴いた日、出迎えを怠ったため。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	4	17	孝太郎	坂井村	孝太郎		坂井村横目	責訶。締方横目小田善五郎が島間浦に赴いた日、出迎えを怠ったため。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	6	7	九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		無役番頭	無役番頭となる。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	9	7	半介		半介			初めて謁見し火縄を献ずる。
24	久珍	34	宗徳	68	嘉永5	1852	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	1	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	馬を観る。名代。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	1	6	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	初狩。夕狩場名代。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	1	11	弥七左衛門		弥七左衛門			的始二番射手。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	4	18	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	野間仲左衛門の嫡子、太郎元服。名代。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	4	25	新蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	幕府の流人芳松が、配所の島間村で縊死。締方横目と共にこれを検察し藩に報告。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	5	13	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	本源寺で放光院25回忌。名代。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	5	13	新蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		法事奉行	本源寺で放光院25回忌。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	6	23	助之丞	下西之表村	助之丞		下西之表横目	責訶。禁制品の木耳を密売しようとして処罰された人々の連座。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	6	26	雲角	真富二男家	秀宗		馬役	馬役となる。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	8	25	九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		兵具奉行兼番頭	兵具奉行兼番頭となる。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	9	9	新蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵			法章を広間で読む。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	9	20	市助		市助			赦される。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	9	21	新蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	増田村小塩屋の三次郎宅、火事。締方横目と共に検察。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	11	14-16	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺で金山院350回忌。名代。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	11	14	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	長崎助左衛門と共に村を廻る。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	12	22	惣左衛門		惣左衛門			砲術師。煙硝3斤を与えられる。門人を教導した功勞。
24	久珍	34	宗徳	69	嘉永6	1853	12		小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	除夜。本源寺に詣でる。名代。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	8	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			本源寺で三十五日の祭儀。松寿院の名代。10日の葬儀も同じく名代。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	13	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	沖合5,6里に外国船が来る。家老ほか、現場に向かう。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	善蔵	住吉村	善蔵		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	勇助	住吉村	勇助		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	善吉	住吉村	善吉		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	宇右衛門	住吉村	宇右衛門		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	源吉	住吉村	源吉		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	平蔵	住吉村	平蔵		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	仙五郎	住吉村	仙五郎		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	17	善太郎	住吉村	善太郎		住吉村	硝薬5斤を与えられる。外国船が来た際、迅速に吏署に到着した褒美。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	2	20	新蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	昨年12月20日、下五島の福郷七三郎の商船が荃永村竹崎浦に漂着し、締方横目と共にこれを検察。状況を藩に報告し、水工熊太郎に送迎させた。
	松寿院 代行	34	宗徳	70	安政1	1854	3	11	弥七左衛門		弥七左衛門			的始二番射手。
25	久尚	34	宗徳	70	安政1	1854	5	20	庄次	下西之表村	庄次		下西之表	榎本新吉とともに責訶。城の里民らが、追讎？で法螺を吹くことを許可していないのに吹いたため。戸主である新吉の周知が不徹底だった。庄次は連座。
25	久尚	34	宗徳	70	安政1	1854	6	28	源左衛門	寺田家？	改正？			松寿院が前太守大慈公の廟を熊野山に造る。源左衛門に工事監督させる。
25	久尚	34	宗徳	70	安政1	1854	8	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	水工庄助が田辺某の水梢となり、誤って船から落ちて死ぬ。藩に報告。
25	久尚	35	宗恕	70	安政1	1854	9	8	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	長野千代助元服。名代。
25	久尚	35	宗恕	70	安政1	1854	9	8	市助		市助			妙昌寺寺入3週間。船手下吏となって簿書に不正あり。
25	久尚	35	宗恕	70	安政1	1854	10	26	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	田之脇浦の庄太郎宅、火事。締方横目と共に検察し藩に報告。
25	久尚	35	宗恕	70	安政1	1854	11	12	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	高崎小吉元服。
25	久尚	35	宗恕	70	安政1	1854	12	13	源左衛門	寺田家	改正？			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	70	安政1	1854	12	19	助之丞	下西之表村	助之丞		下西之表横目	本隆寺寺入5週間。以前、組頭某等や締方横目が川迎で遊興。助之丞の態度が礼を欠いていたため、罰せられる。職も解任。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	的始。名代。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	4	22	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富			幕府、鉄券(勲章のようなもの)を太守公に賜る。宗富に祝賀の挨拶をさせる。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	4	23	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			久尚、松寿院、宝慈院、初、雄が定直の屋敷に来臨。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	4		小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	半より、北條十左衛門時有が御弓奉行に任せられる。家老賀す。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	6	8	才次郎宗敏	隆直二男家・納曾	宗敏		家老	宗敏死去。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	7	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	慈遠寺に詣でて祖考及び宗祖、戦死の霊を祭る。名代。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	7	21	九郎右衛門	油久村	九郎右衛門		油久村横目	責訶。流人鶴吉が西之村で五作の女と密通するのを止めなかったため。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	10	22	藤八		藤八		小頭格、馬役	一世小頭役、馬役となる。慈詮公の近習となった功労。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	12	2月3日	九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		霊前奉行	本源寺で慈詮公3回忌。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	12	13	源左衛門	寺田家	改正？			餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	71	安政2	1855	12	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	餅を受ける。名代。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	在郷の諸寺、物を献ずること例の如し。名代で礼を畢る。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	1	11	新右衛門		新右衛門			的始二番射手。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	3	6	良斎		良斎			赦されて、寺より出される。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	4	14	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	大会寺の僧、円能院縊死。締方横目とともに検察。僧徒から事情を聞き藩に報告。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	5	朔日	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			種子島仲吉元服。以時(久尚)の名代。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	6	17	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	油久村田島の百姓平五郎、発狂して縊死。締方横目とともに検察し、藩に報告。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	8	17	藤四郎		藤四郎		豊邸普請方下吏	責訶。嘉永7年(※安政元年・1854)に下吏をしていた際、不正があった。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	9	12	源左衛門	寺田家？	改正？			綿衣一幅を紛失したことを今まで報告しなかった。最近盗んだ犯人がわかったが、告訴の時期を失したことを謝罪。
25	久尚	35	宗恕	72	安政3	1856	12	13	源左衛門	寺田家	改正？			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	1	6	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		用人	初狩。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	1	7	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	中之郡、下之郡の庄官、献上例の如し。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	的始。名代。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	1	11	弥七左衛門		弥七左衛門			的始二番射手。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	5	7	九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		船奉行	船奉行となる。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	5	7	源左衛門	寺田家？	政正？		船奉行	船奉行となる。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	5	20	玄清	空助隆意家・松島？	玄清	松島の墓碑銘に同名あり(明治11年没)	薬園方掛	医師。薬園方掛となる。俵米6斗を与えられる。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	5	23	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	横目となる。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	6	朔日	九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		軍役方掛兼改革方掛	軍役方掛兼改革方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	6	朔日	源左衛門	寺田家？	政正？		軍役方掛兼改革方掛	軍役方掛兼改革方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	6		弥九郎家直	本家	26代 家直			松寿院が庄内の乱の戦死者の供養塔を建てる。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	7	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	慈恩寺に詣でて祖先及び戦死の霊を祭る。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	7	19	藤八		藤八			慈詮公の時に側用人、近習、小姓であった者たちの旧債を免じて労働に報いることとする。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	9	8	五右衛門	下中之村	五右衛門		下中之村	責詞。小さな過失があったため。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	9	8	仲兵衛		仲兵衛		山役	罷免。上妻五右衛門が、防風林の樹木を伐って材木とすることを山奉行に申請し許可されたが、止めなかったため。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	10	21	郷大夫		郷大夫		番頭	番頭となる。
25	久尚	35	宗恕	73	安政4	1857	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	1	2	雲角	真富二男家	秀宗		馬役	馬を観る。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	1	11	惣之丞		惣之丞			的始二番射手。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	2	8	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	過失あり。科銭一貫五百文を藩に納める。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	3	5	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		松炭焼方掛	松炭焼方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	5	9	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		軍役方掛	軍役方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	6	3	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		公儀の流人方掛	公儀(幕府)の流人方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	7	14	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺に詣でて宗祖を祭る。名代。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	8	1	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		用人	用人となる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	9	4	玄斎		玄斎		軍役方掛	医師。軍役方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	9	24	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	藩の横目が公儀の流人を護送。締方横目と共にこれを受け、諸村に配居させる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	10	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺に詣でて宗祖日蓮を祭る。名代。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	10	17	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	西村九郎の子、亀袈裟元服。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	10	27	伝次郎	古田村	伝次郎		古田村中宿の士	伝次郎縊死。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	11	6	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		改革方掛	改革方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	12	13	源左衛門	寺田家	政正？			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	12	13	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	餅を受ける。名代。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	12	22	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	前田新五兵衛宗誠の子、六郎、肥後渡前の子、三千代、元服。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	12	22	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		用人	前田新五兵衛宗誠の子、六郎、肥後渡前の子、三千代、元服。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	12	22	市太郎		市太郎			初めて謁見し、火縄を献ずる。
25	久尚	35	宗恕	74	安政5	1858	12	22	亀袈裟		亀袈裟			初めて謁見し、火縄を献ずる。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	1	6	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵			初狩。組頭。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	1	7	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	中之郡、下之郡の庄官、献上例の如し。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	在郷の諸寺、物を献ずること例の如し。名代。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	1	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	的始。名代。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	1	11	新右衛門		新右衛門			的始三番射手。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	4	8	藤八		藤八			三役、組頭、射を内城にみる。藤八、射手。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	7	8	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	大会寺に詣でて、先祖、宗祖及び戦死の霊を祭る。名代。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	7	9	平吉		平吉		足軽	清孝院33回忌の恩赦。安城村にて、斧で帆柱の帯を切ったため罰を受けていた。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	8	27	助之丞		助之丞		庖人	禁固1年かつ俸田を没収。覺邸で勤務の際、簿書に不正あり。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	10	6	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		塩浜方掛	家老。塩浜方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	75	安政6	1859	12	13	源左衛門	寺田家	改正？			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	1	11	半助		半助			的始二番射手。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	2	25	源左衛門	寺田家？	改正？		船奉行	外国船一隻が立山の屋栖沖に碇を下し、異人20人ばかりが上陸。軍役方他とともに現地に行き動静を見、不測の事態に備える。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	3	15	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		軍役方掛	軍役方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	4	3	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		改革方掛	改革方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	4	27	市助		市助			下中之村追放4年。府庫に負債があり、ようやく返済したが、事情を聞けば不正に関わっていたため。厳罰にすべきだが松寿院の思うところもあり、特恩をもって罰を軽くした。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	4	27	源兵衛		源兵衛			荃永村追放2年。府庫に負債があり、ようやく返済したが、事情を聞けば不正に関わっていたため。厳罰にすべきだが松寿院の思うところもあり、特恩をもって罰を軽くした。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	4	27	良斎		良斎			荃永村追放2年。府庫に負債があり、ようやく返済したが、事情を聞けば不正に関わっていたため。厳罰にすべきだが松寿院の思うところもあり、特恩をもって罰を軽くした。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	4	27	惣之丞		惣之丞			島間村追放3年。府庫に負債があり、ようやく返済したが、事情を聞けば不正に関わっていたため。厳罰にすべきだが松寿院の思うところもあり、特恩をもって罰を軽くした。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	6	3	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	坂井村足軽古市周之進、縊死。締方横目と共に検察し、藩に報告。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	7	8	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	大会寺に詣でて、先祖及び宗祖、戦死の霊を祭る。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	8	28	助之丞		助之丞		庖丁	赦される。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	9	6	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	諸司と共に下之郡の豊凶を検分。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	9	9	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵			法章を読む。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	11	15	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	西村直千代元服。
25	久尚	35	宗恕	76	万延1	1860	12	13	源左衛門	寺田家	改正？			斗搗の餅を献ずる。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	1	6	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		組頭	初狩。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	1	11	新右衛門		新右衛門			的始二番射手
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	4	4	七左衛門	支流・野首	宗徳	「明治百人一首」に、野首七左衛門宗徳（子孫は）宗周、宗徳とある	近習役	近習役となる。俵米5石7斗を与えられる。覺邸に祇役のため。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	5	13-14	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	放光院33回忌。久尚名代。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	7	7	惣之丞		惣之丞			赦される。以前より島間村に追放。放光院33回忌の恩赦。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	7	26	源左衛門	寺田家？	改正？		造船方掛	船奉行。造船方掛となる(吉徳丸)。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	8	27	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		横目	西之村の百姓太郎吉宅、火事。締方横目と共に検察して藩に報告。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	8	29	七左衛門	支流・野首	宗徳		近習	俵米5石7斗を与えられる。覺邸に祇役のため。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	9	7	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		改革方掛	改革方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	9	9	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		用人	法章を読む。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	9	15	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺祈念。名代。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	10	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			本源寺に詣でて、日蓮を祭る。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	11	21	源助		源助			金2朱を与えられる。新井手を築いた際、諸有司及び覺邸の石工等の宿所として家を提供した褒美。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	12	10	市助		市助			松寿院が恩赦を与える。放光院33回忌と梅顔院婦人3回忌による。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	12	10	源兵衛		源兵衛			松寿院が恩赦を与える。放光院33回忌と梅顔院婦人3回忌による。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	12	10	良斎		良斎			松寿院が恩赦を与える。放光院33回忌と梅顔院婦人3回忌による。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	12	10	仁左衛門	下中之村	仁左衛門		下中之村郷士	松寿院が恩赦を与える。放光院33回忌と梅顔院婦人3回忌による。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	12	13	源左衛門	寺田家	改正？			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	77	文久1	1861	12	18	九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		鉄炮製方掛	用人。鉄炮製方掛となり、祢寝氏に属する。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	1	8	助左衛門	真富二男家	秀宗			放光院13(33の間違いか?)年忌、梅顔夫人の3年忌の恩赦で赦される。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	1	27	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	六郷(野首・松島・中目・小牧・納曾・中野か?)の諸生に命じて、四書五経を学校所で講義させる。家老4名これに臨む。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	1	29	清吉	住吉村	清吉		住吉村山役	罰銭200緡。藩士新納氏が買った材木を盗み、鹿府の市人村山次郎右衛門に売ったため。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	1	29	藤次郎	住吉村	藤次郎		住吉村山役	罰銭200緡。藩士新納氏が買った材木を盗み、鹿府の市人村山次郎右衛門に売ったため。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	1	29	新助	住吉村	新助		住吉村山役	蓮勝寺寺入7日。村山次郎右衛門の件で、日頃から法律順守を徹底させていなかったため。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	2	19	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直			岩川亀千代元服。久尚の名代。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	3	朔日	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富			祢寝氏の製砲について報告。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	3	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	馬毛島で狩り。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	3	2	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		用人	馬毛島で狩り。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	3	2	矢七左衛門		矢七左衛門		射手	馬毛島で狩り。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	4	19	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	日典の400回忌を本源寺で行う。久尚の名代。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	7	14	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺に詣でて、宗祖を祭る。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	8	10	七左衛門	支流・野首	宗徳		葛方掛	馬役。葛方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	10	11	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本源寺に詣でて、宗祖日蓮を祭る。名代。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	12	11	直蔵定利	空助隆意家・松島？	直蔵		用人	本光院49回忌。久尚の姉、初の名代。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	12	13	源左衛門	寺田家	改正？			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	12	15	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	根寝氏大砲鑄造について報告。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	12	15	九郎左衛門	隆直二男家・納曾？	宗富		用人	根寝氏大砲鑄造について報告。
25	久尚	35	宗恕	78	文久2	1862	12	17	玄清	空助隆意家・松島？	玄清		製菓方掛	製菓方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	1	2	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	馬を覧る。名代。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	1	2	七左衛門	支流・野首	宗徳		馬役	馬を覧る。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	1	11	曾兵衛		曾兵衛			的始二番射手。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	1	11	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		用人	的始。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	2	16	源左衛門	寺田家？	改正？		内用方掛	内用方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	3	7	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		鉄山方掛	見聞役。鉄山方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	4	16	惣左衛門		惣左衛門		師家	砲術を覧る。惣左衛門及びその門人を褒詞。砲術を善くするを以てなり。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	4	28	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		談合役	私領備組編成。第一隊談合役に任せられる。談合役は副隊長のこと。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	4	28	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		談合役	私領備組編成。第三隊談合役に任せられる。談合役は副隊長のこと。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	5	13	直蔵定理	空助隆意家・松島？	直蔵		改革方掛	見聞役。改革方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	5	28	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		伊関村掛	用人。伊関村掛となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	6	15	休蔵	寺田家？	休蔵		馬役	馬役となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	6		増五郎		増五郎			藩、増五郎を赦して帰らせる。罪あって喜界島に流されていた。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	6	27	小左衛門定直	空助隆意家・松島？	定直		家老	本邸守備。イギリスの戦艦7隻が壱府に侵入。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	6	27	良太郎		良太郎			本邸守備。イギリスの戦艦7隻が壱府に侵入。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	6	27	空左衛門		空左衛門		守衛郷士	本邸守備。イギリスの戦艦7隻が壱府に侵入。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	7	20	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾？	宗富		大会寺社奉行	大会寺社奉行となる。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	7	20	郷大夫		郷大夫		納戸奉行	納戸奉行となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	7	20	郷右衛門	真富二男家	宗貞	納曾上妻氏系譜に名前あり。 真富二男家重の曾孫(郷右衛門・宗貞)	山奉行	山奉行となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	7	24	七左衛門	支流・野首	宗徳		牛馬口銭方掛	牛馬口銭方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	79	文久3	1863	12	13	源左衛門	寺田家	改正?			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	80	元治1	1864	1	7	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		家老	中之郡、下之郡の庄官、物を献ずること例の如し。
25	久尚	35	宗恕	80	元治1	1864	9	23	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾?	宗富			奏者。西村熊袈裟元服。
25	久尚	35	宗恕	80	元治1	1864	11	12	宗左衛門		宗左衛門			上妻宗左衛門の砲術を城之浜で観る。終わってこれを褒詞し、金一方を門人らに与える。
25	久尚	35	宗恕	80	元治1	1864	11	21	惣左衛門	本家	35代 宗恕	34代宗徳の子		惣左衛門元服。
25	久尚	35	宗恕	80	元治1	1864	11	21	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾?	宗富			上妻惣左衛門元服。奏者。
25	久尚	35	宗恕	80	元治1	1864	12	朔日	三之進		三之進			滞債を免ずる。家が貧しいことをあわれんだため。
25	久尚	35	宗恕	80	元治1	1864	12	13	源左衛門	寺田家	改正?			斗搗の餅を献上する。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	1	8	七左衛門	支流・野首	宗徳			人員削減が行われるが、七左衛門は元の職にとどまる。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	3	24	曾兵衛		曾兵衛			責詞。硝石を精製した際、下吏であったが不正をしたため。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	7	2	仲兵衛	下中之村	仲兵衛		下中之村作見舞	寺入3週間。村人らが早稲の実りが悪いと言って減税となるよう謀り、役人たちをあざむいたため。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	7	2	円右衛門	下中之村	円右衛門		下中之村作見舞	寺入3週間。村人らが早稲の実りが悪いと言って減税となるよう謀り、役人たちをあざむいたため。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	7	8	直蔵定理	空助隆意家・松島?	直蔵		物奉行見習	物奉行見習となる。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	7	13	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾?	宗富			病のため職を解かれる。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	8	21	新大夫	空助隆意家・松島?	新大夫		細工奉行	細工奉行となる。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	8	29	直蔵定理	空助隆意家・松島?	直蔵		物奉行見習	兼ねていた組頭の解職を請い、許される。
25	久尚	35	宗恕	81	慶應1	1865	9	17	七左衛門	支流・野首	宗徳		小頭	代々小頭となる。
25	久尚	35	宗恕	82	慶應2	1866	4	17	源左衛門	寺田家?	改正?		用人兼組頭及び横目	用人として、組頭及び横目を兼務。
25	久尚	35	宗恕	82	慶應2	1866	7	朔日	惣左衛門	本家	35代 宗恕		番頭	番頭となる。
25	久尚	35	宗恕	82	慶應2	1866	7	8	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直			辞職する。長年の功労として金10円を与えられる。
25	久尚	35	宗恕	82	慶應2	1866	9		郷右衛門	真富二男家	宗貞			普請奉行を辞職する。
25	久尚	35	宗恕	82	慶應2	1866	10	15	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾?	宗富		用人	再び用人となる。
25	久尚	35	宗恕	83	慶應3	1867	3	11	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾?	宗富		物主	物主となる。
25	久尚	35	宗恕	83	慶應3	1867	4	18	直蔵定理	空助隆意家・松島?	直蔵		軍役方掛	軍役方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	83	慶應3	1867	4		玄斎		玄斎			藩より、90歳以上の者に布一領が与えられる。
25	久尚	35	宗恕	83	慶應3	1867	5	20	惣左衛門	本家	35代 宗恕		兵具奉行	兵具奉行となる。
25	久尚	35	宗恕	83	慶應3	1867	6	8	直蔵定理	空助隆意家・松島?	直蔵		物奉行	物奉行となる。
25	久尚	35	宗恕	83	慶應3	1867	8	21	友之丞	空助隆意家・松島?	友之丞	直蔵の子(「西之表明治百人一首」より)	小姓	小姓となる。
25	久尚	35	宗恕	83	慶應3	1867	8	28	休蔵	寺田家?	休蔵		納戸奉行	納戸奉行となる。
25	久尚	35	宗恕	84	明治1	1868	1		新右衛門		新右衛門		馬役	馬役となる。
25	久尚	35	宗恕	84	明治1	1868	3	4	宗武	隆直二男家・納曾(本家)	謙三	納曾上妻家系図によると、宗敏の子。	組頭	藩に、二小隊の出兵を願い出たが許されず、遊撃隊を仰せつけられた。
25	久尚	35	宗恕	84	明治1	1868	3	晦日	九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾?	宗富		軍役方掛	軍役方掛となる。
25	久尚	35	宗恕	84	明治1	1868	6	2	宇助	安城村	宇助		安城村足軽	一世郷士となす。長年、公の僕であったため。
25	久尚	35	宗恕	85	明治2	1869	2		九郎左衛門宗富	隆直二男家・納曾?	宗富		横目	種子島宗之丞等が薨府より来る。府庫の金の盗難の件の再審で宗富が横目として糾弾。盗人を確定し事の次第を詳らかにした。
25	久尚	35	宗恕	85	明治2	1869	3	7	小左衛門定直	空助隆意家・松島?	定直		前家老	染布二領を賜る。前職へのねぎらい。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
25	久尚	35	宗恕	85	明治2	1869	6	10	源左衛門	寺田家？	政正？		横目	荃永村の馬場藤蔵が、狂疾を病み自殺。これを検察し、藩に報告。
25	久尚	35	宗恕	85	明治2	1869	8	19	宇助		宇助		代々郷士	代々郷士となる。小奴だった際の勤労により。
25	久尚	35	宗恕	86	明治8	1875	8	27	悌助		悌助			大織染を与えられる。家譜を編纂した褒美。
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	1	22	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			15日に西郷軍鹿兒島を出発。羽生慎翁、前田謙三他、種子島家の家臣で三十人同盟を結成し、交代で甕邸を守備することとなる。上妻謙三ら10名が先発。
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	1	22	直蔵	空助隆意家・松島？	直蔵			15日に西郷軍鹿兒島を出発。羽生慎翁、前田謙三他、種子島家の家臣で三十人同盟を結成し、交代で甕邸を守備することとなる。上妻謙三ら10名が先発。
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	3	5	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			熊本城下に至った西郷軍に対し、征伐の詔が下る。甕邸の同盟10人のうち謙三他5名を帰島させる。知覧才兵衛、謙三、高崎吉十郎は病と称して桜島に行き、温泉に浴して密かに県下の動静をうかがう。
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	4	29	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			近日、官軍が鹿兒島に陣を構えることを聞き、桜島より来る。
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	5	10	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			他の家臣とともに、両夫人及び時丸を奉じて岡之原より桜島に至る。
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	5	15	講助		講助			河内時保他と共に鹿兒島へ来る。公を種子島に奉ぜんことを請う。まず、両夫人と時丸を行かせることとする。(16日出発、23日種子島着)
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	5	27	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			河東祐平、知覧才兵衛と共に帰郷。前田謙蔵等が代りに来る。
25	久尚	35	宗恕	87	明治10	1877	7	19	講助		講助		副戸長	種子島より来て、安否をうかがう。
25	久尚	35	宗恕	87	明治12	1879	1	23	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			西南戦争中、金及び米を献じて匱乏(物不足)を助けたことの褒賞として、南部縞一反を賜る。
26	時丸	35	宗恕	87	明治15	1882	7	6	友之丞	空助隆意家・松島？	友之丞			老公(久尚)の病が進み、羽生慎翁や前田謙蔵他の旧臣と共に湯薬を待し、看護する。母夫人の命で諸神社に祈る。
26	時丸	35	宗恕	88	明治17	1884	11	5	宗恕	本家	35代 宗恕			時丸、柳田友郷等の招きに応じて東京に赴く。諸旧臣で東京に留学している上妻宗恕他と協議して、時丸を東京で教育し家声を揚げんとする。
27	守時	35	宗恕	88	明治19	1886	11	19	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三		諮問委員	各町の諸士を選定する。謙三は諮問委員に選ばれる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	1	5	源助		源助			後見人種子島保が、西之表上西、下西、中西三方限から選んだ11名に守時の家事を与り聞かせる。これを依頼人という。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	1	8	仙兵衛	野間村	仙兵衛		野間村依頼人	守時の依頼人となる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	1	9	惣十郎	坂井村	惣十郎		坂井村依頼人	守時の依頼人となる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	1	15	覚蔵	下中之村	覚蔵		下中之村依頼人	守時の依頼人となる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	1	16	源一郎	上中之村	源一郎		上中村依頼人	守時の依頼人となる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	1	21	九兵衛	油久村	九兵衛		油久村依頼人	守時の依頼人となる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	1	24	幸三	住吉村	幸三		住吉村依頼人	守時の依頼人となる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	3	25	仙兵衛	野間村	仙兵衛		野間村	田若干歩を献ずる。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	11	30	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			米4斗8升を献上する。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	11	30	幸三	住吉村	幸三		住吉村	米2斗4升を献上する。
27	守時	35	宗恕	88	明治20	1887	11	30	仙兵衛	野間村	仙兵衛		野間村	米を献上する。
27	守時	35	宗恕	88	明治21	1888	12	9	宗十郎	坂井村	宗十郎		坂井村	米2斗4升を献上する。
27	守時	35	宗恕	88	明治21	1888	12	9	仙兵衛	野間村	仙兵衛		野間村	米を献上する。
27	守時	35	宗恕	88	明治22	1889	10	8	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三		村長	守時、種子島に転住することを上妻謙三に告げる。
27	守時	35	宗恕	88	明治22	1889			謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			50銭を献上する。
27	守時	35	宗恕	88	明治22	1889			宗十郎		宗十郎			米2斗4升を献上する。
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	4	3	九郎左衛門	本家	16代 家信			旧臣の戦死者のために追遠祭が行われる。子孫が参拝。(家信は貞治5年戦死)
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	4	3	宗恕	本家	35代 宗恕			旧臣の戦死者のために追遠祭が行われる。九郎左衛門と弥九郎の子孫。不在のため謙三が代拝。
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	4	3	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三			旧臣の戦死者のために追遠祭が行われる。九郎左衛門と弥九郎の子孫。宗恕不在のため代拝。

代数	種子島家 島主	代数	上妻家 当主	巻	年	西暦	月	日	名	家名・村等	実名等	備考	役職	記事概要
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	4	3	弥九郎	本家	26代 家直			旧臣の戦死者のために追遠祭が行われる。(家直は慶長4年戦死)
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	4	3	若狭	寺田家?	家方			旧臣の戦死者のために追遠祭が行われる。(家方は天正14年戦死)
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	4	3	休蔵	寺田家?	休蔵			旧臣の戦死者のために追遠祭が行われる。若狭家方の子孫。
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	5	28	為一		為一		代議委員	各町から代議委員を選定する。委員は種子島家の家事を与り聞いてこれを保護する者である。
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	5	28	謙三	隆直二男家・納曾(本家)	謙三		代議委員	各町から代議委員を選定する。委員は種子島家の家事を与り聞いてこれを保護する者である。
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890	5	28	宗周	支流・野首	宗周	七左衛門宗徳の子	代議委員	各町から代議委員を選定する。委員は種子島家の家事を与り聞いてこれを保護する者である。
27	守時	35	宗恕	89	明治23	1890			仙兵衛	野間	仙兵衛		野間の人	米を献上する。

『種子島家譜』に見える上妻家の人々

発行日 令和2年(2020)年11月
編集 種子島開発総合センター「鉄砲館」
沖田純一郎・内さゆり
発行 種子島開発総合センター「鉄砲館」
〒891-3101
鹿児島県西之表市西之表7585番地
TEL 0997-23-3215